

## むつ市議会第203回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成22年3月15日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【請願上程、委員会付託】

第1 請願第1号 国民健康保険税の値上げ撤回を求める請願

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 10番 鎌田 ちよ子 議員
- (2) 11番 中村 正志 議員
- (3) 1番 澤藤 一雄 議員
- (4) 2番 新谷 泰造 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	目	時	睦	男	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	野	呂	泰	喜	8番	浅	利	竹	二郎
9番	川	端	一	義	10番	鎌	田	ち	よ子
11番	中	村	正	志	12番	富	岡		修
13番	佐々	木	隆	徳	14番	菊	池	広	志
15番	半	田	義	秋	16番	千	賀	武	由
17番	白	井	二	郎	18番	山	本	留	義
19番	岡	崎	健	吾	20番	馬	場	重	利
21番	山	崎	隆	一	22番	川	端	澄	男
23番	高	田	正	俊	25番	富	岡	幸	夫
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	也

欠席議員（1人）

24番	村	川	壽	司
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員 委員 会長	山	本	文	三	教育長	牧	野	正	藏	
公営 企業 管理者	遠	藤	雪	夫	代 監 査 委 員	小	川	照	久	
選挙 管理 委員長	佐々	木	鉄	郎	農 委 会 員 会 長	立	花	順	一	
総務 部長	新	谷	加	水	企 画 部 長	阿	部		昇	
企画 部 事	近	原	芳	栄	民 生 部 長	齋	藤	秀	人	
保健 福 祉 部	鴨	澤	信	幸	経 済 部 長	櫛	引	恒	久	
建設 部 長	太	田	信	輝	選 挙 管 理 会 長 委 員 局 長	大	芦	清	重	
監 査 委 員 長 局	齋	藤		純	教 育 部 長	佐	藤	節	雄	
教 委 事 務 理 図 書 館	高	田	文	明	公 企 業 局 長	佐	藤	純	一	

川内片舎長	河野健二	大畑片舎長	柳谷正尚
協野野所 沢長	片山	総務務課 部部長	松尾秀一
総務理納 部室室長	澤畑正敏	企次 画 部長	宮川淳一
企財調 画整 部政監	下山益雄	企副企 画理課 部部長	伊藤道郎
民生 部長	新谷正幸	民副廢対 生理策課 部事物長	奥島慎一
保福副健課 社理推 健部事進長	成田晴光	経副商課 济理工観 部事光長	中嶋達朗
建副土 設理課 部部長	布施恒夫	建副用 地設理課 部部長	手間本富士雄
農委事 務員局 業会長	吉田薫	大畑片福舎事社長	工藤保
総行課 務政経 部管長	花山俊春	企工対 画策課 部一長	高橋聖
企財 画政課 部長	石野了	保福介課 社福 健部社長	岩崎若男
経農課 林水 部産長	室館利光	教委事市ス課 員務一 育会局民ソ長	猪口和則
大産課 畑業 片建 舎設長	阿部	経農水総 括産主 部林課幹	畑中誠
経農水総 括産主 部林課幹	二本柳	教委事学教総 括員務育主 育会局校課幹	室館幸一
教委事学教指 導員務育主 育会局校課事	山本明美	総総主 務務 部課幹	吉田真

部課査  
務主  
務任  
総主

澁田剛

事務局職員出席者

事務局長  
総括主幹  
主事

工藤昌志  
柳田諭  
井戸向秀明

次長 澤谷松夫  
主査 石田隆司

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 請願上程、委員会付託

○議長（村中徹也） 日程第1 請願第1号 国民健康保険税の値上げ撤回を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配布の請願文書表のとおり、所管の民生福祉常任委員会に付託いたしますので、ご了承願います。

## ◎日程第2 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 一般質問を行います。

本日は、鎌田ちよ子議員、中村正志議員、澤藤一雄議員、新谷泰造議員の一般質問を行います。

## ◎鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。10番鎌田ちよ子議員。

（10番 鎌田ちよ子議員登壇）

○10番（鎌田ちよ子） おはようございます。10番、公明党の鎌田ちよ子です。むつ市議会第203回定例会に当たり一般質問をいたします。

このたびむつ市防災ハザードマップの配布がありました。昨日午後5時過ぎ、福島県で震度5弱の地震が観測されるなど、近年地震などの自然災害がたびたび発生し、また断水などインフラ事故も起き、そのたびに特に高齢者が犠牲となることが多く、いわゆる災害要援護者への支援が防災上の最重要課題となっています。

私たち公明党青森県本部では、本年1月から災害時要援護者対策に関する県内市町村アンケート調査を行い、今月集計結果がまとまり、県当局初め関係機関に提言させていただきました。各市町村よりいただいたアンケート調査の中で、国・県への要望につきましては、1、個人情報保護法の中で災害時要援護者情報の取り扱いを明記し、関係団体との情報共有を行える法的根拠を与えてほしい、2、防災行政無線をデジタル化したいが財政的に厳しい、3、避難時の費用について、災害指令を待たずに支援してほしいなどの要望があり、提言として届けています。

ところで、南米チリを襲った大地震による津波の影響で養殖漁業が壊滅的な被害を受けているとの報道があり、速やかな支援をと願っています。また、今回県内でも浸水被害が見られましたが、津波による人的被害は防ぐことができました。しかし、予報と観測された津波の高さに大きな差が生じたことや、自治体が出す避難勧告、避難指示について、住民の受けとめ方に混乱があったと指摘されています。

我が国は、世界有数の地震国であり、四方を海で囲まれています。津波の被害を未然に防ぐため

には、不断の備えが重要であり、危機管理に想定外などあり得ないわけであり、多くの問題点、課題が浮き彫りになったことを教訓に、最も重要な安全安心を後退させない防災、減災対策をさらに前進させていかなければならないと願い、通告に従い一般質問をいたします。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、明快かつ具体的なご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、高齢者施策、高齢者標準社会、シルバー・ニューディールについてお伺いいたします。国立社会保障・人口問題研究所の統計によりますと、2030年には65歳以上の高齢者の割合は全体の32%を占め、2055年には41%になると見込まれています。将来像を考える際に、人口の3割から4割が高齢者であるという前提が必要です。厚生労働省による平成17年の調査では、70代後半で71%、80代前半では57%が介護医療を利用しておらず、健康な高齢者が多いことがわかります。また、日本の高齢者は体の健康だけでなく、世界的に見ても高い勤労意欲を持ち、引き続き社会に参加したいという意識が高いのが特徴です。しかし、健康であっても加齢に伴う身体機能や認知機能の一定の低下は避けられません。そこで、加齢に伴う身体機能の低下を補いつつ快適に暮らせる社会を実現すること、若者や中年層に考えてきた社会の仕組みを見直し、高齢者標準の構造へとシフトすることがこれからの行政に求められると考えます。

高齢者の視点から見直すべきものとして、単身や夫婦2人の高齢者世帯では身の回りのケアは必要ではなくても、資産や家計の管理が困難になるケースがふえてきます。自ら管理できなくなった人に対しては、成年後見制度が設けられていますが、現実には理解されていない現状ではないでしょうか。

また、行政のあり方につきましても、見直さな

ければなりません。役所の書類や手続を初め広報紙の文字の拡大、そして職員の話すスピードもギアチェンジできるように気を配る必要があると思います。

高齢者標準社会のまちづくりについて、1、健康増進、疾病予防について、2、介護予防とケアの提供、介護する人への支援についてご所見をお伺いいたします。

質問の2は、女性の健康支援について、1、がん対策についてお伺いいたします。平成19年4月に策定された新健康フロンティア戦略において、女性の健康力が柱の一つと位置づけられ、毎年3月1日から8日まで女性の健康週間とした女性の健康づくりを国民運動として展開されてまいりました。女性が生涯を通じて健康で明るく充実して過ごすことを支援するために創設され、健康に関するさまざまな啓発活動の中で、現在軽視されているのが子宮頸がんと乳がんです。

最近20歳から30歳代に急増している子宮頸がんは、子宮がんの7割を占め、20歳から80歳以上まで幅広い年齢層に見られます。自覚症状がないため、国内では毎年年間7,000人から8,000人が子宮頸がんを発症し、約2,500人の命が失われています。また、乳がんについては、1年間におよそ3万5,000人が罹患し、女性に最も多いがんの一つであり、特徴として40歳から50歳代の女性に多く見られ、発症率はこの20年間で約2倍に増加しております。乳がんで亡くなる女性は1年間で1万人にもなっていると伺いました。日本の検診率20%に比べ、欧米の検診率は70%から80%と非常に高く、死亡率が減少しています。検診率の向上で救える多くの女性の命があるのです。

昨年、公明党東北女性局では、この事態を重く受けとめ、女性の健康を守るがん対策の拡充を求め、102万人を超える皆様から署名をいただき、国・県当局へ要望活動を展開いたしました。あわ

せて当市におきましても、長澤一磨青森県総合健診センター副所長さんに講師を依頼、女性の健康を守る女性特有のがんについてセミナーを開催し、広く検診を呼びかけました。昨年は、国の補正予算を受けた女性特有のがん検診に対する検診無料クーポンが配布され、私の友人もしばらくぶりに検診を受けたと話ししています。市長並びに当局に積極的な取り組みを期待し、1、従来の年度と比較した受診率の変化と年齢別の傾向について、2、国のがん検診受診率50%に対し、検診率向上の取り組みについてお伺いいたします。

2番目として、子宮頸がんワクチン公費助成についてお伺いいたします。若い女性にふえ続けている子宮頸がん、その対策が全国各地で大きく前進しています。女性特有のがん検診無料クーポンが大好評なことに加え、昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には発売がスタートとなりました。

子宮頸がんは、日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計され、主な原因はヒトパピローマウイルスHPVの感染と特定されています。予防ワクチンは、子宮頸がんの原因の約7割を占める16型と18型のウイルスに対するもので、がん検診とのセットでほぼ100%近く予防ができるそうです。子宮頸がんは、予防できる唯一のがんなのです。そのため、ワクチンは世界じゅうで広く使われています。しかし、接種費用が1回1万円以上で、3回の接種が必要となることから、高額負担を軽減すること、公費助成で接種される方が多くなり、ほぼ100%近い予防を実現したいと切に願っています。

東京都杉並区では、2010年度から子宮頸がん予防ワクチン接種を無料、公費負担で行う方針を発表いたしました。具体的には、中学進学お祝いワクチンとして、中学校進学者1年生の女子を対象に、必要とされる3回分のワクチン接種費用が無

料となります。国内の12歳女子全員がワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発症を73.1%減らせるという自治医科大学附属さいたま医療センターの今野教授の試算データが示され、ワクチン接種の効果が強調されました。一方で、子宮頸がんに罹患した場合の医療費や労働損失は、ワクチン接種にかかる費用の約2倍であるという研究報告も紹介されました。また、昨年12月、全国に先駆けて助成実施した新潟県魚沼市、さらに埼玉県志木市、兵庫県明石市では、小学校6年生から中学3年生の女子を対象に3回接種費用の約4万5,000円を全額市が負担、対象者と保護者に学校ごとの説明会を開催し、啓発、普及しています。ほぼ100%予防できる唯一のがんなのです。

テレビなど報道でも取り上げられており、少しずつながら周知されるようになりました。子宮頸がんワクチン公費助成へ英断を下していただきたくご所見をお伺いいたします。

3番目として、健康パスポートについてお伺いいたします。近年女性の社会進出に伴って、妊娠、出産の年齢が上昇し、また乳がん、子宮がんの増加など、働く女性の増加や長寿化を背景に病気や健康上のトラブルが多様化、変化してまいりました。男性と異なり、思春期、妊娠、出産、更年期と生涯にわたりホルモンバランスが大きく変わり、その時々によって体の変調を来し、うまく乗り切れなかったり、病気がちになる方もおられます。これまでの男性中心のデータに基づいた画一的な医療では無理が生じることが明らかになり、男女の性別の差に基づいた医療の重要性が指摘され、女性専門外来等もそのことにより設置されるようになりました。一番大切なものが健康であり、そのサポートが今求められています。そして、強い味方となり、サポートとなるのが健康パスポート、仮称です。

ヨーロッパ在住の日本の女性が出産のため現地

の病院に行ったところ、医師より、「あなたが生まれてこれまで受けた予防接種や病歴、治療歴の情報などが記載されている書類を提出してください」と求められたそうです。その国では、自分が生まれてからの健康に関する記録を一冊の手帳として持っていて、妊娠、出産時にその情報を見ながら医療を受けるとのことです。日本では母子健康手帳があります。妊娠、出産、子供の健康の記録がまとめられた母子健康手帳は日本独自のシステムであり、これは世界的に誇れるものだと見直されています。しかし、この時期を過ぎてしまうと活用もなくなり、地域で受ける健康診断の記録管理も、継続的に十分な個人管理できていない現状ではないでしょうか。健康パスポートには、予防接種や病歴、妊娠、出産、健康診断、アレルギーなどの記録が記載され、女性特有の病気の予防に役に立つ健康チェックの手引きとなります。健康手帳の役割を果たす健康パスポートについてご所見をお伺いいたします。

質問の3は、幼児健診、5歳児健診についてお伺いいたします。近年増加している発達障害の早期発見につきましては、3歳児健診から就学前健診までの期間のあき過ぎが指摘されてまいりました。発達障害は、早期発見、早期療育の開始が重要であり、5歳児程度になりますと、健診で見えるようになるのですが、就学前まで健診の機会がありません。3歳児健診までは特に問題指摘されなかったにもかかわらず、保育所や幼稚園での集団生活の中で、保育士や教諭から集団行動がとれないなどの問題を心配される幼児がいます。大脳発達段階に起因した問題であり、5歳児程度にならないと適切に判断できないと言われております。保育士や幼稚園教諭が問題行動を気づき、保護者に投げかけても、3歳児健診で問題がなかったとの理由などで気づきのないままに就学を迎え、状況を悪化させてしまっている現状にありま

す。5歳児健診は、スクリーニングとして最適であると言われており、問題を抱えての入学が想定される親子に心の準備期間と支援の手を差し伸べていただきたい。むつ市議会第194回定例会についての質問では、子供たちにとって幸せな未来が開けるように実施に向け努力してまいりたいとの内容の答弁をいただきました。2年経過し、再度5歳児健診導入について、これまでの進みをお伺いいたします。

質問の4は、特別支援教育の取り組みについてお伺いいたします。2004年12月に制定された発達障害者支援法の目的には、発達障害を早期に発見し、国と地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育、就労支援を図ることを定めています。昨年子供さんがアスペルガー症候群との診断を受け、中学卒業を目前に控え悩んでいる母親の話を聞きました。子供の行動を心配しながら相談機関を経由し、受診した結果の診断だったそうです。母親は、子供さんの成長過程の中で障害の特徴的な行動をたくさん確認していたにもかかわらず、自分の認識不足から発見をおくらせてしまった、もっと早ければ中学校からは特別支援学級にするとか、就学の検討などを含めさまざまな場面で適切な対応ができたのではないかと悔しい思いを語っていました。3歳児健診で多動傾向と指摘され、要観察として保健師の経過観察を受けましたが、就学前健診に引き継がれずチェックされなかったそうです。また、小学校では担任に何回か相談されたそうですが、様子を見るということで昨年の診断に至ったようです。発達障害については、今のように認識されていなかったことにも原因があると思いますが、今後このようなことのないようにサポート体制をしっかりとしていかなければならないと考えます。

発達障害児は、児童虐待を受けやすいことや、不登校の子供の背景に発達障害があると指摘され



ております。現在スクールサポーターや特別支援教育コーディネーターを各学校に配置し、取り組まれておりますが、コーディネーターは兼務している場合が多く、体制的に弱いとの指摘もございます。1、スクールサポーターの配置状況について、2、特別支援教育にかかわる現状について、3、研修会、関係者連絡会議等取り組み状況について、4、今後の支援体制についてお伺いいたします。

以上、4項目について具体的なご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

高齢者施策についてのご質問の第1点目、高齢者標準社会について、高齢者の方々の健康増進と疾病予防への対応についてでございます。

まず、鎌田議員も若干触れておられました、高齢者標準社会について申し上げますと、元気な高齢者の方が多く、将来的に高齢化率の高い社会が見えていることから、例えば広報の活字について、文字の大きさを高齢者が見やすい大きさで作成するということや、歩道の段差を低くするといったことなどもあわせ、あらゆるものを高齢者の目線、高齢者の能力に沿った基準で考えるということと承知しております。

高齢者の方々に対する健康増進や疾病予防に係る施策につきましては、高齢者の方に限定したものではございませんが、いわゆる高齢者医療確保法に基づき、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して特定健康診査を、75歳以上の方に対しては、青森県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって、血圧、糖尿、コレステロールについて、内服治療していない方を対象に後期高齢者健康診査を、特定健康診査、後期高齢者健康診

査の対象とならない生活保護受給者等には、健康増進法に基づく健康診査を実施しております。

また、特定健康診査の受診者の方には、その健診結果の基準により、特定保健指導を一部実施しておりますし、すべての健康診査受診者を対象として健診結果説明会を開催しているほか、希望者には生活改善教室や健康相談等を実施しております。

さらに、各種がん検診や65歳以上の方などを対象に季節性のインフルエンザ予防接種を実施しているほか、町内会や老人クラブ等の活動とタイアップして健康教室等を開催し、健康管理に関する情報提供や健康づくりの支援に取り組んでおります。

今後多くの方々に健診に対する理解を深めてもらうよう啓蒙活動を展開し、低迷している健診受診率のさらなる向上に努めますとともに、見直しが進められております後期高齢者医療制度につきましても、国の動向を見きわめながら、健康で長生きできる環境基盤の整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、健診の受診状況等については、担当部長から答弁いたします。

次に、高齢者の方々への介護予防とケアの提供、そして介護する人への支援についてでございます。まず、高齢者の皆さんの介護予防につきましては、介護状態になる前に何らかの予防対策を施すことが高齢者標準の趣旨に沿うものではないかと存じておりますが、現在は健康診査等により何らかの支援は必要だが介護の状態には至っていないと判定された特定高齢者の方への支援事業を実施しており、その内容といたしましては、転倒予防、口腔ケア、栄養指導を実施し、今年度からは認知症予防の事業にも着手したところであります。しかしながら、これらの事業につきましては、市が把握している198人の対象者の方々個々にお

知らせしているものの、実際にご参加、ご利用の事例が少ないという現状でございます。特定高齢者という言葉の響きなのか、あるいは自分は何の不自由もしていないという自覚がそうさせるものなのか、参加率が低いということは、むつ市のみならず全国的な傾向でもあるようでございます。

このようなことを踏まえまして、健康な状態にある方についても、今年度から介護予防事業を実施しております。つまり健康な方と一緒にあれば、逆に抵抗なく特定高齢者の方々にもご参加いただけるのではないかと、そして予防事業の観点からすれば、健康な方こそ健康なときから実施するというのが本来の予防ではなからうかと存じているところでございます。

また、介護なされる方への支援ということにつきましては、ドイツにおける介護保険制度では、家庭において家族が介護した場合には現金給付という制度も設けられておるようでございますし、国といたしましても、昨年からは介護職員処遇改善交付金事業を県の所管で展開し、むつ市内の110事業所が交付サービス対象事業所となっておりますこととでございます。

現行の介護保険事業におきましては、法に基づく給付費以外の事業につきましては、一部に全額保険料による負担が求められ、結果、被保険者の負担増につながってまいります。そして、介護保険事業以外における介護なされる方への支援ということになりますと、市の自主財源による対応ということになり、これらについても財源の問題が課題となります。

高齢者標準社会の理念としては、個人負担は低く、支援は厚くということにならうかと存じますが、現状ではさきに申し上げたような施策を国の責任において展開していただき、それを積極的に活用してまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、女性の健康支援についてのご質問にお答えいたします。まず、がん対策についての乳がんと子宮頸がんの受診率と年齢別の傾向につきましては、担当部長から答弁いたします。

次に、国のがん検診受診率50%に対しての本市の取り組みについてでございますが、確かに本年度におきましても、当市の検診率は子宮頸がんが17.7%、乳がんは19.1%という現状でございますが、毎年度総合健診の項目にがん検診も組み入れておりますほか、子宮頸がんと乳がんだけの検診日をさらに10日ほど設け、日中だけでなく、夜の時間帯も設定して実施し、国の補助事業が決定したことを受けまして、健診機関と協議のうえ、さらに4日ほど検診日をふやすなど、できる限り多くの方が受診できるように本年度も対処いたしましたところでございます。

しかし、がん検診の受診率向上には、健康意識の普及や啓発を図ることはもちろんのこと、検診費用の軽減が肝要であると考えておりますことから、本定例会に提案いたしております平成22年度一般会計予算案におきましても、国の補助事業を活用して検診費用の全額を助成する対応としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子宮頸がん予防ワクチン公費助成についてでございますが、鎌田議員ご指摘のとおり、子宮頸がんはワクチンによる予防手段があるため、予防できる唯一のがんと言われ、有効性は現在も調査中ですが、6年以上の効果が継続されることは確認されております。しかし、昨年10月に承認されました子宮頸がんワクチンは3回の接種が必要で、全額自己負担ですと3万円から4万円程度になると言われておりますため、ワクチンの普及には費用の問題が深くかかわってまいります。私といたしましても、ワクチンの普及により発症者を劇的に抑えるという可能性を秘めていることは

認識しておりますものの、現下の財政状況におきましては、市単独での助成はかなり厳しいものがございますので、国・県の動向を見据えて検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、健康パスポートについてでございますが、現在は母子健康手帳と、主に40歳以上の市民の方々に各種検診や季節性インフルエンザの予防接種等にご活用いただく目的で健康手帳を配布しております。市政を預かる者といたしましては、市民の皆様の健康が一番重要であるとの認識は鎌田議員と同様でございますので、これら既存の制度の有効活用という観点とあわせ、ご提言のございました健康パスポートにつきまして、担当部署に調査研究を指示し、検討させていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第3点目、幼児健康診査についてお答えいたします。5歳児健診につきましては、むつ市議会第194回定例会において鎌田議員からのご質問を受け、精神面での発達が著しい時期であります3歳から就学前までの健康診査が必要であるという認識のもと、平成20年度当初予算では5歳児健診の実施に要する経費として、小児科医への委託料などを計上いたしました。しかしながら、精神発達面における異常が疑われる幼児や保護者の方々のさまざまな心配事に対して適切にサポートできる体制が整っていない段階では、保護者の方が不安感を募らせ、逆効果になるのではないかとのご指摘がございましたことから、平成20年度は小児科医、養護学校等の教育関係者や保育施設等の方々にご参集いただき、健診実施に向けて従事者等の調整を図るための会議を開催しております。

その会議の中では、医師不足における小児科医の負担軽減、専門的知識を有する相談従事者の養成、通園のための療育施設の整備や発達支援の専

門的な知識を有する心理士等の配置が望まれるほか、幼児の発達状態を認識していない保護者へのきっかけづくりなど、一連のサポート体制の整備が必要であるとのご意見をいただいたところでございます。

また、平成21年2月には、青森県が実施主体となり、三沢市で実施していた5歳児発達相談モデル事業を当市の保健師が視察し、保健師の果たすべき役割、関係機関との連携等についてスキルアップに努めてまいりました。

発達障害に関しましては、保育所や保育園での集団生活を通して次第にクローズアップされ、保育施設側での気づきも重要なポイントとなりますことから、平成21年度は青森県すこやか福祉事業団から療育指導員を講師として招聘し、市内の保育施設職員を対象に、保育士や幼稚園教諭等のための発達支援事業の研修会を開催してまいりました。

平成22年度につきましても、本年度同様に療育指導員による研修会を3回開催し、保健師、保育士等の専門性を高めることを目指したいものと存じておりますし、これに加えて従来から市で実施しております1歳6カ月児健診や3歳児健診において発達障害が疑われる幼児に対しての相談体制の充実、健診後の継続的支援を必要とする幼児や家族への適切な対応を目的とした保育施設巡回相談の充実を図りつつ、教育委員会の就学指導を含め、関係機関との密接な連携に取り組みつつ、5歳児健診に向けた基盤の確立に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

教育行政につきましては、教育委員会から答弁がでございます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

ただいま議員より特別支援教育の充実の必要性についてお話がございましたが、私ども教育委員会といたしましても、特別支援教育を教育施策の中の重要課題の一つとして位置づけ、保育所、保育園、幼稚園はもちろんのこと、医療、福祉等の関係機関との連携を深めつつ、子供たちの能力や適性に応じたきめ細かな指導の充実を目指し、日々工夫、改善に努めているところであります。

その取り組みの一つとして、スクールサポーターの配置があります。教育委員会では、平成17年度からスクールサポーターを配置してまいりましたが、今年度について申し上げますと、小学校15校中9校に12名、中学校9校中5校に6名、計18名を配置したところであります。平成22年度は、さらに2名の増員を図り、20名の配置を予定しているところであります。

次に、むつ市の特別支援教育の現状について申し上げます。まず、第1に挙げられることは、何らかの障害を持つ児童・生徒が年々増加していることであります。市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒は、5年前と比較しますと約20名増加し、今年度は81名になっております。小・中学校24校のうち21校に38の特別支援学級を開設しているところであります。

続いて特徴的なことは、障害の種類や症状の多様化であります。知的障害や情緒障害のほかに、近年再び弱視や難聴などの、より専門的指導やケアを必要とする子供が出てきていることであります。そのほかの傾向としては、早期の言葉の指導や就学相談を必要とする幼児の増加であります。そのため、明瞭に発音できなかつたり、自分の感情を言葉でうまくあらわせないかつたりする子のために第二田名部小学校では、ことばの教室を開設し、未就学児への通級指導や教育相談に当たっているところであります。

次に、特別支援教育の指導体制について申し上げ

げます。まず、校内における指導体制の推進についてであります。研修会等を通して、すべての学校に配置している特別支援教育コーディネーターの資質向上を図ることはもとより、校内の指導体制の確立と強化に努めているところであります。さらに、今年度は児童・生徒の実態や支援内容の周知や共有を図るため、小・中学校、保育所、保育園、幼稚園及びむつ養護学校や市保健福祉部の職員51名の参加を得て就学指導説明会、研修会を開催し、就学にかかわる情報交換を行ったところであります。

さらに、教師の指導力の向上を図るため、今年度は精神科医をお招きし、発達障害への理解を深めることをねらいとした生徒指導研修講座、通常学級における発達障害を持つ児童・生徒への指導、支援のあり方について学ぶ特別支援教育研修講座を開催し、教師の専門性の向上に努めたところであります。

最後に、発達障害に係るセンター的役割を果たす施設体制づくりについてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、私どもといたしましても、発達障害を持つ子供やその保護者、家族をサポートする場と、体制づくりが必要不可欠であると考えております。現在第二田名部小学校に知的障害、自閉症、情緒障害、難聴、病弱の特別支援学級を開設しているほかに、ことばの教室では言語障害、情緒障害、学習障害、難聴とさまざまな障害を持つ子供への指導を行っております。今年度は、郡内の他町村からの子供を含め、小学校の児童が23名、未就学児が25名、合わせて48名が通級指導を受けております。そのため第二田名部小学校には、自校の教職員のほかに市保健福祉部やむつ養護学校から合わせて4名の未就学児担当指導員の配置を行い、むつ市の特別支援教育のセンターとして中核的な役割を果たしているところであります。

教育委員会といたしましては、今後とも学校や保護者へのサポート体制の整備を進め、特別支援教育の充実に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

8番浅利竹二郎議員を指名いたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 高齢者施策についての高齢者標準社会について、市長答弁に補足説明させていただきます。

高齢者の健康増進と疾病予防施策に係る健康診査の本年度現段階での受診状況は、65歳以上の国保加入者約6,000人のうち特定健診受診者が1,434人、後期高齢者健康診査は加入者約7,500人のうち受診者は104人、健康増進法に基づく健康診査受診者は、対象者約700人のうち27人となっております。

次に、乳がん、子宮頸がんの受診率と年齢別の傾向について補足説明させていただきます。集団での検診は終了いたしました。個別の検診は本年度末までとなっておりますので、現在の受診者数をもとに国の算定方法に準じて算出しておりますので、ご了解願いたいと存じます。

まず、受診率についてですが、20歳から40歳までを対象としております子宮頸がん検診は、平成20年度は14.9%、今年度は17.7%で2.8%の増となっております。40歳から60歳までを対象としております乳がん検診は、平成20年度は15.3%、今年度は19.1%で、3.8%の増となっております。

次に、年齢別の傾向についてですが、無料クーポン券を利用した年齢別での利用率は、子宮頸がん検診は20歳の方は4.3%、25歳の方は14.3%、30歳の方は19.4%、35歳の方は21.5%、40歳の方は22.4%となっております。乳がん検診は、40歳の方は23.2%、45歳の方は16.7%、50歳の方は18.1%、55歳の方は22.4%、60歳の方は23.6%となっております。以上のことから、子宮頸がんにつきましても、若い方ほど利用率が低くなっております。乳がん検診につきましても、45歳と50歳の方が若干低くなっておりますが、子宮頸がん検診に比べて高い利用率となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（鎌田ちよ子） 4項目にわたる丁寧なご答弁をいただきました。再質問をお願いいたします。

質問の1の高齢者標準社会についてであります。かつては家族や親戚が高齢者の生活を支え、隣近所の住民も連帯し、生活困窮者には行政がかかりました。地縁、血縁、行政の3者が高齢者を囲んで見守り、孤独死はまれでした。しかし、今日では無縁社会と言われるまでに、これらの機能は弱まっている現状ではないでしょうか。早急に整備しないと、また将来財政にとっても大きな負担になると考えています。地域と協働の新しいまちづくりなど仕組みをつくるべきと考えます。1番、現状把握、ニーズ把握について、2番、将来を見据えた財政運営の立場から、税の減収と社会保障費の増大を乗り越えて市民を守らなければならない現実があります。少子高齢化時代の財政について市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 非常に後段のほうは難しい再質問でございますけれども、少子高齢化の中で財政運営をどうしていくのかというふうな趣旨だと思います。その部分につきましては、やはり

財政規律、これをしっかりとつくらなければいけない。もうどんどん、どんどん人口が縮小していくわけでございます。しかしながら、一方では高齢者の方々に対するさまざまな経費の部分、これが膨らんでいくわけでございますので、この部分は、当市においては、まず最初に、第一義的に私よくお話をさせていただいておりますように、財政の健全化、この赤字解消にしっかりと取り組まなければいけない、そういうふうな中で将来に向けての対応、これがしっかりとかなうものではないかなと、このように思います。

また、本当にもっと広い目線からいきますと、これは一地方都市の対応を超えている課題ではないかと、こういうふうに認識をしております。そのために、国の施策、指導の確立をさまざまな場面を通じて提案できるという、その部分におきましては、今後頑張っていかなければいけないと思っております。介護保険料を一定の税率負担として限度額を低く設定する等のさまざまな形の中で介護費用を低減するとか、それから介護保険財政の国の負担率をふやすとか、そういうふうなところ、さまざまな場面を通じて各関係機関へ提案をしていきたいと、こういうふうな思いでございます。非常にこの部分、社会が縮んでいく中で、税を負担する方々も減っていく中で、この財政運営が厳しい状況になってくるものと、このように思いますので、気を引き締めて、また出るのをしっかりと制しながら対応していかなければいけないと、このように思います。

また、1点目の現状とニーズ、この部分につきましては、具体的には担当から答弁をさせますけれども、むつ市におきましては成年後見人という制度におきましては、県内各市からも非常に高い評価をいただいている状況でございますので、今年度もさまざま地域と協働した形の中で、社会福祉協議会を通じてその後見人制度を活用できるよ

うな体制をしっかりとっておりますし、また今後ともさまざまな関係機関との連携の中で生かしていかなければいけないのではないかと。例えば新聞配達店、それから郵便局、それから生活協同組合、商工会議所、当然消防署も入るわけですがけれども、冒頭鎌田議員お話しのように、災害時の要援護者に対するさまざまな部分での、個人情報のおうふうなところもございまして、それらを国の制度の中で我々ができるものは何なのかということをしかりと体制をとって支えていかなければいけないと。地縁型コミュニティをしっかりとつくっていかなければいけないし、守っていかなければいけない、こういうふうな思いで取り組んでいきたいと、こう思います。

その余につきましては、担当から答弁をいたします。

- 議長（村中徹也） 保健福祉部長。
- 保健福祉部長（鴨澤信幸） それでは、現状とニーズの把握についてでございますけれども、現状の把握につきましては、毎月開催しております地域ケア会議において、各介護施設のケアマネジャー、診療所看護師等から困難事例を初めとする情報交換がなされておりますし、地域包括支援センターを初め各在宅介護支援センター、各介護居宅支援事業所等が高齢者の相談窓口となって現在抱えている問題についてのご相談をお受けする体制となっております。

また、不定期ではございますが、介護施設入所申込数等の調査もいたしておりますし、ニーズの把握という観点では、3年に1回の割合で介護保険事業計画が策定される前年度に大々的なアンケート調査を実施しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

- 議長（村中徹也） 10番。
- 10番（鎌田ちよ子） ただいま市長から、財政面も含めた答弁をいただきました。担当課の皆様、

また理事者の皆様にも、このことにつきましては、今後まちづくりとしてお知恵を出していただき、頑張っていたきたいと切に要望いたします。

質問の2の女性の健康支援についてであります。若年性の乳がんについて、もっと知ってほしい、若い人には自分と同じ思いを味わってほしくない、これは乳がんを発症し、24歳6カ月で生涯を閉じる、その瞬間まで人を愛し、人に愛され、人を支え、人に支えられた長島千恵さんの遺言です。3年前、「余命1ヶ月の花嫁～乳がんと闘った24歳最後のメッセージ～」としてテレビ、また映画にもなりまして大反響を呼びました。むつ市におきましては、3月7日、むつ来さまい館で市制施行50周年、合併5周年記念事業として乳がんの啓発フォーラムが開催され、内容的にはとてもよかったと思いますが、ここに若い女性の方、また高校生を含めての参加がなかったのが残念に思いました。

今後の啓発活動につきましては、この点も含めまして、小学校高学年、また中学校、高校と思春期教育などいろいろ教室など開催しておられると思いますので、その教室の際にも、自分の体は自分で守るという、この基本に立った教育のほう、また啓発活動のほうも中に入れて取り組んでいたきたいと要望をいたします。

それとあわせて、5歳児健診導入につきましても、いろいろこれまでの取り組みを伺いましたが、この中に先進地の視察、三沢市のことは伺いましたが、またそのような取り組みはあったのでしょうか。この1点を伺います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 現在青森県内で行われている先進地というのが三沢市しかないものですから、一応そこだけしか今のところは視察をしておりません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（鎌田ちよ子） 県内外でもと申しますのは、私前回質問するときに東北では特別な拠点になっている仙台市のアーチル、こちらに視察に行っていました。こちらでは、医療、福祉、教育、3者が連携した拠点としてのすばらしい、生涯を通じた支援をしているところです。また、福島県大玉村では、小さな村でございますが、5歳児健診を村独自の方法で導入し、成果を上げておりますので、県内外のところにも財政的なことはよくわかるのですが、5歳児健診導入について、もう少し前向きな取り組みを何とかよろしく願います。このことは、質問の4の特別支援教育にもつながっていくのでございます。

発達障害の支援は、息の長い一生引き継がなければならないものですが、中には対人関係で問題を抱え、気づかれずに一般就労し、仕事が続かない場合や、また就労できないでいるなど多様です。先ほど教育長におかれましては、交流の場を今後検討するというお話でございましたが、トータルな支援が可能となるような拠点設置の検討を一日も早くお願いしたいと思います。

結びに、今定例会を最後に退職されます牧野教育長を初め職員の皆様に対しまして、今日まで果たしてこられた職務と使命に深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。退職されましても、健康にご留意され、ご健勝であられますことを願い、質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎中村正志議員

○議長（村中徹也） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。11番中村正志議員。

（11番 中村正志議員登壇）

○11番（中村正志） むつ市議会第203回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

皆さんは、ご存じでしょうか。今現在ネット上で次のようなジョークがはやっているそうです。

「日本にはなぞの鳥がいる。中国からはカモに見え、アメリカからはチキンに見える。日本の国民からはサギだと言われ、某幹事長の前ではオウムになる。でも自分自身はハトだという」、まだ続きがあります。「その鳥は、約束をしたらウソに見え、身体検査をしたらカラスのように真っ黒。あの鳥は日本のガンだと思う」。笑うに笑えないジョークであります。

政治が変わる、生活もよくなる、そんな国民の強い思いで政権交代を実現させた今年の夏、それからたった数カ月でこのような状態になってしまうとは、期待が大きかっただけに、国民の落胆ぶりははかり知れないほど大きいものがあります。今やすっかり色あせてしまった民主党であります。野党時代の民主党は格好よく輝いて見えていました。一日も早くその輝きを取り戻してほしいと強く願うものであります。

そうした中、先日平成22年度予算が衆議院を通過し、年度内の成立が確実となりました。一般会計の予算額は総額92兆2,992億円で、過去最高となり、新規の国債発行額も過去最大の44兆3,030億円となっております。一方、むつ市の平成22年度一般会計当初予算は339億5,000万円で、これも過去最大であります。新規の市債発行額は54億

5,780万円となっております。国も地方自治体も大幅に税収が落ち込んでいるにもかかわらず、過去最大の予算を組んでおります。つまりは、国も地方も借金頼みの財政運営であり、将来への負担の先延ばしであります。地方財政の自立を阻害する大きな要因となっております。今後社会保障費などの義務的経費の増大で財政の硬直化が進み、予算執行の裁量や選択肢が狭まっていくことが予想される中で、政府の言う地域主権、宮下市長の言う主役は市民が本当に実現できるかどうか、私は心配でなりません。しかしながら、今後とも皆様と知恵を出し合いながら進んでまいりたいと思っております。

前段が長くなりましたが、質問に入ります。質問の第1は、平成22年度一般施政方針についてであります。まず、その1点目は、一般施政方針のあり方についてであります。2月26日の定例会初日に約30分の宮下市長の平成22年度一般施政方針を聞きました。率直な私の感想を述べさせていただきますが、わくわくしませんでしたし、胸につんと来るものがありませんでした。皆さんは、どう受け取られたかわかりませんが、私にはそのように感じられました。何かと問題の多い鳩山総理の命を守りたいとの施政方針、あるいはアメリカ大統領の一般教書演説など、それなりにぐっと来るものがあります。ぜひとも宮下市長の一般施政方針もそうであってほしいと思います。

私は、一般施政方針こそが、唯一この議会の場で何の制約も受けずに宮下市長のむつ市に対する生の思いを述べることができる場面だと思っています。もっと宮下市長のビジョンを出していいのが一般施政方針だと思います。私の考えを述べさせていただきましたが、これを受けて一般施政方針はどうあるべきかと考えるか、市長のご所見をお伺いいたします。

また、宮下市長の一般施政方針のつくり方は、



初めにがあり、次に予算編成、主要施策と続き、結びという形になっています。今後このことも含めて一般施政方針の内容を変えていく考えはないか、あわせて市長のご所見を伺います。

次に、一般施政方針の中身について、2点についてお聞きをしております。最初に、「地域力」と「市民協働・参画による自治」についてであります。このことは、宮下市長が就任以来、言葉の表現方法は少しずつ変わってきてはいますが、一貫して取り組んできたことだと思います。私も何度か議論をさせていただいております。このことは、一般施政方針の中においても大きく取り上げておりますし、先日我々に示されたむつ市行政改革大綱の中においても最も重要な施策の一つとして示されております。

そこで、1点目として、ここで言う地域力とは具体的にどういうことなのか、2点目、市民協働・参画による自治とは具体的にどういうことなのか、3点目、将来的に市の行う事業のどの程度まで市民の協働・参画を目指すのか、あわせてお伺いいたします。

中身の2つ目は、積極的な行政情報の提供についてであります。広報広聴機能の強化につきましては、ホームページの充実を初めとして、その取り組みにつきましては私は一定の評価をいたしております。一般施政方針の中では、市民協働の施策の展開ということで、「積極的な行政情報の提供に努めてまいります」とあります。これまでは、おでかけ市長室や市長への手紙などで市民の声を集めるという部分が強かったように感じていましたが、これからはそれに加えて市の情報を今まで以上に積極的に発信していくというように私はとらえました。そこで、積極的な行政情報の提供とは具体的にどういうことなのか、またその意図するところ、目的は何か、あわせてお伺いいたします。

質問の第2は、事業別予算の導入についてであります。史上最悪と言われている国と地方の財政危機の克服には、歳出のカットだけでは限界があり、消費税のアップなどの増税が必要であるということは多くの国民が感じているところであります。しかしながら、増税に対する抵抗感は非常に強い状況にあります。これは、税金を払ってもいいが、まずは歳出の無駄の削除、徹底した効率化を図れという国民の国や地方自治体に対するぬぐいがたい不信感が強く存在するからであります。これら不信感を払拭するためには、徹底した情報公開が不可欠であり、国や地方自治体が誠意を持って財政事情を訴えなければなりません。

国民や市民の関心に対応して財政情報を作成し、開示する姿勢が強く求められております。そうした顧客主義、市民目線のセンスは、残念ながら国や地方自治体にはマインドとして乏しいと感じております。バランスシートの作成は、一歩前進だとは思いますが、それよりも優先すべきことがあると私は思います。それが事業別予算、決算の作成であります。我々の税金が何に使われているのかという市民の率直な質問に答えるのには、公共サービスの内容を事業ごとに説明する事業別予算、決算の形でなければならないと私は思います。議会での予算の議決の対象は、個別の公共サービスではなく、大きくりの項目にとどまっています。したがって、その内容を市民にわかりやすく説明するには、事業別予算、決算が別途必要になります。それを怠れば、納税者の目線、市民の目線で情報を提供したとは言えないことになります。

この事業別予算につきましては、市長もご存じのとおり、北海道二セコ町が「もっと知りたいことの仕事」という名前で十数年前から事業別予算を作成しております。その後多くの自治体にも取り入れられ、大きな成果を上げています。国に

においては、1964年に第1次臨時行政調査会が導入を答申しておりますが、具体化されず、その後の動きはありません。そこで、積極的な市の行政情報の提供を目指すならば、市民目線、市民第一主義の徹底を目指すのであれば、その第一歩は事業別予算の導入にあると私は考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第3は、東北新幹線全線開業対策についてであります。これにつきましては、昨年9月のむつ市議会第201回定例会において関連した一般質問を行っておりますので、その後の経過を含めた答弁をお願いいたします。

1点目は、二次交通対策についてであります。二次交通対策につきましては、昨年9月に国、青森県、二次交通に関する交通事業者、むつ市も含めた関係市町村で新幹線二次交通等整備協議会が設置され、2回の協議会を開催し、今年度中に二次交通の体制について確立していく予定となっております。そこで、新幹線二次交通等整備協議会の協議経過とその後の交通事業者の動きについてお伺いをいたします。

2点目は、三次交通対策についてであります。下北の中心のむつ市までは、最寄りの新幹線の駅となる七戸十和田駅からでもバスと大湊線を利用しても約2時間はかかります。八戸駅、新青森駅からも同様に時間がかかります。下北地域においては、新幹線の駅から下北までの移動手段とともに、下北入りしてから目的地までの三次交通の整備も重要であります。現在の観光の主流は、団体の旅行パックから個人の気ままな旅行へと変化しております。旅行会社が都会の出発地から観光地まで往復面倒を見る発地型観光から、お客自身が目的地に集合、解散する着地型観光へと変わってきています。そのような意味からも、下北に着いてからの三次交通対策が重要であります。そこで、現在の三次交通対策の取り組み状況についてお伺

いたします。

3点目は、新観光商品開発についてであります。新幹線全線開業は、東北新幹線八戸駅開業時と同様にむつ下北への観光客の入り込み数は増加することが予想されます。現在の旅行者は情報が豊富であり、欲張りでもあります。このチャンスを地域の活性化につなげるためには、これまでの観光商品だけではなく、新しい観光商品の開発がぜひとも必要であります。報道によりますと、いろいろと取り組まれているようではありますが、これまでの新しい観光商品の取り組み状況とむつ市の施策との連携についてあわせてお伺いをいたします。

4点目は、下北駅前広場整備の一つとして建設されたむつ市観光案内所についてであります。これにつきましては、平成22年度予算の中でも質疑されましたが、むつ市の観光事業として私は注目をしております。下北駅前にある観光案内所でありますから、下北観光の玄関口、いわば顔であります。下北駅でおりた観光客が、まず最初に訪れる場所だと思います。そのまちの第一印象というのは、非常に大事になります。そういう意味において重要な事業であろうと思います。そこで、このむつ市観光案内所について、その事業内容、事業主体についてお尋ねをいたします。

以上、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村正志議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成22年度一般施政方針についての第1点目、一般施政方針のあり方についてであります。中村議員ご承知のように、一般施政方針は向こう1年間の市政運営の基本的な考え方や重要な施策などを議員各位初め市民の皆様にご説明するもの

であり、市政万般に対する私の思い、考え方等をまとめ申し述べるものであります。

施政方針の体裁は、平成20年度から、それまでと趣を変え、市政運営のバックボーンであります長期総合計画の体系に則し、わかりやすさに重きを置いた構成でご説明申し上げてきたところであります。平成22年度においては、財政健全化を基本軸として守りの部分をしっかりと担保しながらも、ネクスト50への新たな初年度に当たり、未来へつなげる息吹となるよう攻めの部分に厚みをつけ、産業の基盤づくり、雇用の創出、安全安心、人づくり等、私の公約とも連動した施策に係る考え方と意思をお伝えできたのではないかと考えております。

一般施政方針は、その性格上、市政万般という全方位にわたることや、言いぶり等から受けとめ方もさまざまあるものと思っておりますが、今般の一般施政方針は、網羅性、めり張り等において完全とはいかないまでも、私の思い、考え方等をほぼ余すところなく申し上げたつもりであります。

第2点目の地域力と市民協働・参画による自治についてのご質問であります。まず、地域力とは具体的にどういうことかについてであります。確立した定義はありませんが、さまざまな切り口で用いられているところであり、言葉の由来といったしましては、阪神・淡路大震災を契機として災害や地域の課題に対し、行政のみならず、市民を初めとした地域の力が必要であるという意識が高まり、市民が居住地で抱える生活問題に対して協働で解決していく力、現在では市民と市が互いの役割を尊重し、協力して地域課題の解決を図る力などと言われ、豊かな地方自治を切り開くための原動力として期待されているものであります。

本市においても、市民はもちろんのこと、行政、町内会、NPO、各種団体等がそれぞれの分野でお互いの良好なコミュニティー環境や信頼関係を

築きながら、暮らしやすいむつ市を目指して市民講座の開催や清掃活動、イベント応援隊等の各種ボランティア活動など日々活動しておりますが、まさしくこのことが地域力の一角であると考えます。

次に、市民協働・参画による自治とは具体的にどういうことなのかについてであります。市民協働・参画とは、地域の人々が社会的な責任意識を共有し合い、信頼の輪で結ばれ、コミュニティを支えていく、そのうえで市民と行政とが良好なパートナーシップを築きながら、手を携えて地域の課題を解決し、地域の福祉の増進につなげていくことであると認識いたしております。このことは、私たちがふだんから当たり前に行っている町内会、集落行事への参加やボランティア活動、自主防災組織での活動等、各種地域活動などの延長線上にあるもので、市民同士や行政とのパートナーシップのもと、市民の力や地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを推進するための取り組みであります。昨今の地方分権の進展や厳しい地方自治体の財政状況の中、市民の需要はますます複雑多様化し、行政だけでは解決できない地域課題がふえつつあります。

このような状況下において、一人一人の市民が主役のまちづくりを実現するためには、これまで以上に市民と行政がお互いの役割を尊重し、ともに問題解決に協力して取り組む関係を築き、ともに考え、ともに汗を流す、協働と参画のまちづくりを進めていくことが極めて重要であると考えます。市民目線を大切にした市政運営を効果的に行うためには、各種計画策定等の際においてワークショップ等を開催することや、パブリックコメント制度の導入検討など、まずはできるだけ市民の発想やご提言を活用できる参画の機会を拡大する仕組みを築くとともに、これを具現化すべく行政機構を再構築し、市民の声を政策に生かす体制の

整備を図っていくこと等が実効ある市民との協働、参画による自治の実現につながっていくものと考えるところであります。

次に、将来的に市の行う事業のどの程度まで市民の協働、参画を目指すのかについてであります。このことにつきましては、先般お示しいたしました第5次行政改革大綱に基づき進めてまいりたいと考えており、理念といたしましては、計画、実践、評価等の各段階まで拡充していく考えにありますが、まずは来年度において市の今後の基本方針と具体的な取り組みに係る実施計画を策定することとしておりますことから、その後となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第3点目の積極的な行政情報の提供についてのご質問であります。市民協働・参画のまちづくりは、市民相互が、また市民と行政とが相互理解のもとでともに支え合う関係を築くことから始まります。そのためには、お互いに情報をできるだけ共有し合い、信頼できる関係を築くことが大前提となりますことから、まずは行政側からの積極的な情報公開の推進と、わかりやすく伝わりやすい情報提供を行っていくことが必要であると考えます。この点において私は、「まちづくりの主役は市民」を一貫して市政運営の基本に据え、おでかけ市長室や出前講座等さまざまな機会を活用し、市民の目線に立ったわかりやすい情報公開について心がけ、実践してまいったところであり、市民の皆様には行政情報や私の思いをご理解いただけたのではないかと考えております。

今後におきましても、これらについては工夫を凝らしながら継続してまいるとともに、行政から情報提供するばかりではなく、多くの市民の意見をお聞きする機会を拡大する仕組みづくりや、それぞれの地域、市民団体等で行っている協働の取り組みや地域活動の様子についても積極的に紹介していくなど、市民協働参画による自治の実現に

向けて機運を高める取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次は、ご質問の2点目、事業別予算についてのお尋ねについてであります。現在行っております予算の調製方法については、地方自治法施行規則の中で様式が定められているものでありまして、地方公共団体によって多少のアレンジがあるものの、基本的にはこれに準拠して調製しているところであります。

予算の方式は、目的別に大項目として款、中項目として項、小項目として目として区分されており、目の中はさらに節として、第1節報酬から第28節繰出金まで性質別に細分化されたものとなっており、通常目的別予算と呼んでおります。これに対し事業別予算は、同じ目的の経費であってもさまざまな事業がそこに内包されていることに着目し、事業別に細分化し調製することで、より詳しく事業の内容やコストの把握が可能となるという点に主眼を置いた調製方法であり、地方自治法に基づいて作成する予算書をよりわかりやすくという視点で補完する、いわば副本的なものになるかと認識するところであります。市民協働・参画のまちづくりを進めるうえでは、行政の積極的な公開による市民との情報の共有が不可欠であるという議員のお話は、私といたしましても思いを同じくするところであり、そのツールの一つとして事業別予算の導入は効果的であろうと考えているところであります。

事業別予算による財政情報の公表という点で知られておりますのは、議員お話し of 北海道ニセコ町の例で、全戸に配布している「もっと知りたいことしの仕事」という予算の説明書であります。例えば道路整備事業の説明で申し上げますと、当市の場合は「〇〇道路整備事業幾ら」という表現であります。ニセコ町の場合は、「〇〇道路整

備事業」のほかに簡単な工事の内容、主な経費と財源、工事箇所の図面の添付等だれが見てもわかりやすいような工夫がなされているようであります。一自治体の予算の説明書ではありますが、ベストセラーとなって話題を呼んだように記憶しております。

当市においても、完全な形でということではないものの、既に事業別予算の考え方を導入し、予算要求の段階から査定及び執行の段階に至るまで予算の管理を進めているところであります。また、予算書への反映という点では、説明の欄を活用し、主な事業について明示することを心がけておりますほか、別紙の資料として議員各位に事業実施予算の概要をお配りし、長期総合計画における施策の体系ごとに当該年度に実施を予定している主な事業や事業内容、合併特例債等の活用状況がわかるようにも作成いたしておるところであります。

ただ、事業別予算については、統一的な基準が確立されていないため、それぞれの団体が独自の方法で作成しているようであり、他の団体と単純に比較できないなどの点もあるところであります。したがって、このような状況を考えますと、当面は事業別予算の趣旨も参考としながら、現行の資料についてよりわかりやすくという視点に意を用い、工夫、改良をしまいたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、東北新幹線全線開業対策についてのご質問にお答えいたします。新幹線二次交通等整備協議会の協議経過と交通事業者の動きについてということですが、この協議会の設置に先立ちまして、平成20年度に青森県と新幹線の新駅が設置される青森市、七戸町、そして各交通事業者をメンバーとする東北新幹線全線開業に向けた二次交通等整備に係る打合せ会議が県主催のもと開かれ、新幹線二次交通整備の方向性がまとめられております。これによりますと、基本的な考え方と

して、1つには、新幹線駅と交通結節点となる地点を結ぶ基幹的交通を整備するとともに、交通結節点からの支線交通を整備することにより県内各地とのアクセスを確保する、2つとして、アクセスの確保に当たっては少なくとも旧67市町村への交通を整備する、3つとして、基幹交通のダイヤについては新幹線の発着時刻を考慮して設定する、そして4つには、交通結節点においては基幹交通と支線交通が円滑に接続するよう配慮してダイヤ等を設定するというものであります。

また、県内各地域への二次交通整備の方向性として、下北地域についてはむつ市を交通結節点としたアクセス交通を整備するとしており、その中では七戸十和田駅からむつ市までは新たなバス路線またはむつから野辺地までのバス路線の延長や、野辺地駅で乗り継ぐバス路線の整備が必要である、JR大湊線によるアクセスについては、七戸十和田駅から野辺地経由でアクセスするほか、青い森鉄道を経由した八戸駅、青森駅からのアクセスも活用できる。下北西部地域においては、青森港、蟹田港からの航路によるアクセスの利便性が高い。むつ市からは、バスによるアクセス交通を整備するが、下北駅からのアクセスについて考慮するとされております。

県では、この新幹線二次交通整備の方向性を基本として、東北新幹線全線開業効果の県内全域への波及、最大化に向け、新幹線に接続する二次交通等ネットワークの具体的路線等の整備及び交通結節点における事業者間の接続等の協議調整を行うための新幹線二次交通等整備協議会を昨年9月に設置したものであります。この協議会のメンバーは、青森県、東北運輸局、交通結節点となる関係自治体、交通関係県連団体、バス、鉄道、航路の各事業者、学識経験者となっており、これまで2回の協議会が開かれておりますが、1回目の協議会においては、協議会設置の趣旨説明のほか、

平成20年度における東北新幹線全線開業に向けた二次交通等整備に係る打合せ会議の検討経緯と今後のスケジュール等についての説明や、利用の見込みに係るアンケート調査結果の報告があり、12月の2回目の協議会においては県の個別的打診を受けた各交通事業者等における検討状況についての報告がありました。

今後第3回目の協議会が3月下旬に開かれる予定と伺っておりますが、この段階で調整された具体的な二次交通路線が見えてくるものと考えております。

なお、来年度に入ってから、新幹線ダイヤの想定のもとに交通事業者等との二次交通ダイヤの概括的調整やPRパンフレットの内容の検討等を行うとともに、青森県バス交通等対策協議会等において路線決定の手続を経て、9月に予定されている新幹線のダイヤ発表を機に二次交通ダイヤ等の決定、PRパンフレットの印刷、配布等により12月の東北新幹線全線開業に備えるというスケジュールとなっております。

現段階における交通事業者の動きということに関しましては、調整主体の県によれば、下北地域においては七戸十和田駅からむつ市までのバス路線と乗合タクシーについて検討中であるということですが、詳細につきましては現在調整中ということですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目、三次交通対策の取り組みについてであります。下北半島は1周300キロ以上あり、路線バスだけで周遊するには難しい距離があり、新幹線でおいでになったお客様が目的地へ向かう三次交通が誘客のポイントになると考えております。観光地と観光地を結ぶ交通手段としては、タクシー、レンタカー、レンタサイクルなどがございますが、私が会長を務めております下北観光協議会では、最近ふえてきた個人旅行ヘター

ゲットを合わせた「ぐるりんしもきた観光ルートバス」を昨年7月から10月まで試験運行いたしました。全体的には、PR不足などから目標の半分程度の利用実績となりましたが、秋口にかけてインターネットや口コミでの広がりが見られ、利用が伸びてきたこともあり、今年度は12月の開業に合わせて冬期間の試験運行も行っていきたいと考えておるところであります。

タクシー業界においては、まだ正式な決定には至っておりませんが、駅から手軽でお得なタクシー観光ができるような商品の開発が進められていると伺っております。

ご質問の第3点目、観光商品開発の取り組みとむつ市の施策との連携についてでございますが、観光商品開発については新幹線対策事業として、むつ市と下北地域県民局、さらに下北観光協議会がタイアップし、下北の地域資源を生かした付加価値の高い滞在プログラムを地域自らが運営販売していく着地型観光商品の造成を進めているところであります。これは、昨年から継続している事業でございますが、平成22年3月末現在、洗い出した67の素材を整理し、新年度からは商品化のためのプラン販売を行っていく予定となっております。12月の開業から次年度への商品造成に生かしていこうと考えております。

ご質問の第4点目、むつ市観光案内所についてであります。この観光案内所は、平成21年大湊線下北駅舎の完成に伴い整備したもので、この案内所にいらっしゃれば下北地域のすべてがわかるというコンセプトで利便性を高めるため、待合所の機能を持たせ、スペース的にはやや狭いものの、情報検索や発信が機能的に利用できるよう配慮したものです。

案内事務は、今予算に係る議案が御議決いただければ、市内の観光事業に携わっているむつ市観光協会に依頼する方向で、4月1日から通年での

稼働を想定しており、下北を演出できる展示や案内方法についてさらに検討を重ね、開所を迎えたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） それでは、再質問をさせていただきます。順序は不同で聞かせていただきます。

まず、東北新幹線全線開業対策についてであります。るご説明をいただきまして、今取り組まれている状況というのはある程度理解をいたしました。そこで、4番目のむつ市観光案内所についてでございますが、オープンは4月1日からで、そこに行けば下北のすべてがわかるというふうな答え方をされておりました。予算書を見ますと、この事業の財源は緊急雇用対策の予算を使用するというふうになっていたと思います。そうしますと、4月1日にオープンなのですが、準備期間中の、その4月1日までの間の賃金というのはどこから出るのでしょうか。まさか4月1日にぽんと任せすぐできるような、そんな観光案内所ではないと思いますし、計画ですと、何人か新しく雇って行う事業だというふうにも聞いておりますので、その部分、どうされるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 議員ご指摘のとおり、オープンは4月1日でございます。3月中にどういうふうな対応をするのかというご質問でございますが、3月中につきましては、新たな人員のための賃金等は予算措置してございません。しかしながら、その4月1日の開業に向けての準備等は進めてまいりたい。それから、案内につきましても、その1日の時点で適切な案内ができるようなプログラムをつくってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） お話はよくわかるのでありま

すが、どうなのでしょう、普通例えば人を雇うときに、教育する期間もある程度賃金というのは払うのではないのでしょうか。また、その短い時間で果たして先ほど言った下北のすべてがわかるというふうなことに対応できる教育ができるのか、非常に心配でありますので、そこら辺については、この場でそれ以上は深く追及しませんので、いい方法をぜひ考えてほしいと思います。

案内所は、先ほど市長も言っていましたし、若干狭いのですが、見るとトイレも水道もない。恐らく中には休憩所もないのではないかなと思いますので、そういうふうなことを思いますと、働く環境としてちょっとどうなのかなという疑問がありますので、そこら辺の対応も少し考えていただきたいなと思います。

次に、一般施政方針についてでございますが、市長の答弁を聞きました。市長の答弁は、理解はできますが、その後議案の提案理由の中で当初予算について同じようなことをまた聞かされるのです。先ほど壇上でも述べましたけれども、ある程度の一般施政方針の形はわかるのですが、もっとどうなのでしょう、夢のあるという言い方をしたらちょっとおかしいかもしれませんが、やはり市民の道しるべとなるようなそんな市長の思いを込めた形でぜひあってほしいと私は思うわけです。再度そのことについて市長のご所見をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど中村議員が壇上の中で、私の先般2月26日の一般施政方針演説、この部分でわくわくしなかった、また胸にがつんと来るような論旨ではなかったというふうな受けとめ方をなさいました。また一方で国会での政府の方針、この部分でのお話もございました。その部分では、やはり政府演説はさまざまなキーワードがございました。総理の友愛というふうな、友愛政

治、そしてまたコンクリートから人へ、そしてまた命を守る予算、そういうふうな非常にキーワード的な部分でかなり気持ちを引きつける表現が多うございました。しかしながら、先ほど中村議員壇上でもご指摘のように、さまざまな鳥に例えた、この部分がありましたように、非常に引きつけるキーワードはありましたけれども、財源の措置だとか、そういうふうな部分がやはり私にとってはちょっと、私の個人の感想とすれば、聞いた感想としては非常に財源の部分、堅実さというふうな部分、こういうふうなところがやはりこれは、平田オリザさんでしたか、平田さんがプロデュースをして演説の口調からさまざまな形の中で非常に劇場の中でやっているように、私は印象を受けたわけでございます。

しかし、むつ市政においてはどうか。それは、なるほど引っ張る力は、がつんと来るような部分、わくわくするような部分はなかったというふうな部分があるかもしれません。非常にできのよかった施政方針ではなかったかなと、私自身は自負しておるのですけれども、やはりそこには、施政方針の中には、堅実さを備えた財源の部分、これらもしっかりとわきまえた中での市民の皆様方、そして議員各位にお伝えをする責務があらうと、こういうふうに私は考えております。

私も議員と同じような立場の際に杉山前市長に、非常に感性論的な一般施政方針がございまして、中村議員、ちょうどそのときおいでになっていたかどうか、今記憶にありませんけれども、感性的な施政方針、そういうふうなもので果たしていいのだろうかというふうな疑問を私自身が投げかけたことがございまして、その部分では、私も非常に迷いはあります。そしてまた、市民の皆さんを引きつけるというふうな、そのキーワード的な部分、そういうふうなところは若干少なかったかもしれませんが、基本的には守るところは守る、

攻めるところは攻めていくというふうな形の表現に私はさせていただいたわけでありまして。しっかりと堅実さを兼ね備えた、そしてまた夢もあるというふうな思いで施政方針をつくらせていただいた次第でございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 今の市長の言葉は理解をいたします。来年の施政方針を私は楽しみに待ちたいなというふうに思います。

次に、地域力と市民協働参画による自治についてでございますが、先般私たちに示されましたむつ市行政改革大綱、これを見ますと、どういうことがしたいのか、どういうふうなことを目指しているのかということとはよく理解できます。答弁の中に平成22年度、実施計画をつくるということがありますので、ぜひともその中身を精査をさせていただきたいと思っております。

第4次行政改革のほうは、前回の一般質問で九十四、五％達成というふうな話がありましたので、今回の第5次の行政改革もそれくらい、あるいはそれ以上の達成をぜひとも望みたいと思っておりますが、ただその達成は非常に難しいかなというふうに感じておりますので、まずは22年度につくられます実施計画のほうを注目したいなというふうに思っております。

積極的な行政情報の提供につきましては、やはり私が思うには、市役所の中に市民の目から見えない部分があってはいけないというふうに思います。それと関連するのかわかりませんが、たくさんの市民の皆様期待されて誕生しました宮下市長でございますが、私のところには、市長はよくやっていると、期待にこたえてくれるという多くの市民の声も届いております。しかしながら、一方ではもっとよくなるなと思っていただか、期待外れだというふうなごく少数の声も最近



私のところには届いておるのでありますが、その方々にはそんなことはないですと、市長はきちんとやっています、新しい仕掛けもしていますと言うようにしています。

ただ、こういうふうな声を聞くに当たりまして、何でこういう声が聞こえてくるのかなと私なりに考えてみました。それは、恐らくきちんとした正確な情報が伝わっていないせいであろうと。要はこの積極的な行政情報の提供につながっていく話だと思のです。その部分、その情報の中身、質という部分、答弁の中でもおっしゃっていましたが、この提供の部分について、再度市長のご所見をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員からは、私の市政運営について、カバーをしていただいておりますというふうなことにつきまして、つまりもっとよくなるのではないかと、期待外れだったというふうな少数の意見があったというふうなことに際しては、そんなことないよ、頑張っているよというふうなカバーをしていただきました、エールを送っていただきましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

また、今そのお話を聞いたとき、なぜなのだろうということをお考えしました。それは、今中村議員お話しのように、正確な情報が公開されていない、提供方法というふうなことになるかと思えますけれども、これはやはり内部的に検討している情報、それをまたお話をすることもなかなか難しゅうございます。これは議会というものもでございます。また、予算の部分についても、議会を通過してから、議決をいただいてから初めて執行、4月1月からの執行と、そういうふうなところがあります。やはりそういう部分では、なかなか前もっての情報公開というのは当然できないわけでございます。それは、進行上の問題、そういうふう

なものもございます。さまざま今アイデアをめぐらせているものもあります。しかし、その部分については、やはりしっかりとした形の中で決着をつけて、そして議会にお諮りをし、予算の部分、予算執行が絡むものは議会を通さなければいけない。そういうふうな部分での情報公開、そこまではなかなか踏み切れるものではないということは中村議員もご理解いただけるものだと、このように思います。

しかしながら、情報公開については、私は徹底して行っているという自負はございます。決定されたこと、そして予算の状況、決算の状況、これらは市政だよりを通じ、また一部事務組合、こちらのほうの2つの事務組合、特別地方公共団体の予算、決算についても市民目線でわかりやすくやろうというふうなことには徹底をしているつもりであります。まだまだこの部分でわかりやすさ、また市民目線が欠けているというふうなところがございましたらご指摘をいただいて、もっともっとわかりやすく説明を重ねていきたいと、このように思います。

そういう意味では市長への手紙、これはさまざまなお意見を伺う場面でございます。私が就任いたしましたしてから、これまで平成19年度から平成21年度、まず250通程度、市民の皆さんからさまざまなお意見ございました。また、おでかけ市長室、これも平成19年度から始めまして、まず600人程度の方々のご参加をいただいて、さまざまなお意見を伺いました。

そして、また出前講座、これも私自身各種団体等へ行って出前講座というふうな形で財政状況をお伝えし、そしてまたこれからの市政運営についてのお話もさせていただいております。これらも平成20年度、平成21年度、トータルで1,100人を超えているというふうな状況でございます。こういうさまざまなツールを使って情報公開をしてい

きたいと。そして、これから今度は情報公開、皆さんのご意見を聞き、そして我々が持っている情報を示さなければいけない情報、そういうものは積極的に市民目線でわかりやすいというふうなご評価をいただくような情報公開に努めていきたいということで改めてお話をさせていただきまし  
た。よろしくどうぞお願いします。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 事業別予算についてお聞きしていきます。

先ほどの話ですと、現行の方式を改良して、とりあえずは事業別予算、副読本的なという話もありましたが、それらをやる考えはないという確認でよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） やる考えはあります。ないというふうなことではございません。しかしながら、今現在査定だとか内部的な部分、そういうふうな部分においては事業別予算の中で査定をし、そしてそれを地方自治法の施行規則に基づいた中で仕分けをして、皆様方に、議員各位にお示しを、議会のほうに提示をさせていただいておると。しかしながら、私はやはりこれは非常に魅力的な説明の仕方だというふうな認識は持っております。十分検討を重ねさせていただきたいと。例えば先般私もお話をしたことがあるのですが、電源立地地域対策交付金で建物を建てた、この部分はどのような交付金でつくられて、また自主財源はどのくらいなのか、そして工期と市長が発注者、そういうふうなことだけではなくて、そういうふうな部分のわかりやすい、例えば看板表示にしてもそうでしょうし、議員各位へのお示しの仕方これから検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） やる気はなくはないというふ

うなことでありますので、続けて聞いていきますけれども、そんなに難しい作業ではないですよ。予算を積み上げるには、その一つ一つの事業の査定があって積み上がってきているものでありますから、その前段階を処理すればいいということなので、そんなに難しい話ではないと私は思っております。今後前にも言った市民協働だ、参画だというのを本気で考えるのであれば、やはり市民の方にどういう事業があって、どんな財源で、どういうふうに行われているかというのは、やはり一目でわかるような情報の提供をしていかないと、市民やいろんな団体が、ああ、この事業だったら私たちでもできるのではないかと、あるいはその評価を下す段階にあっても、その予算の段階からそういうふうな事業ごとにわかっていけば、評価の仕方もできるし、そういうふうな参画の仕方ができていくと思うのです。近い将来と言わないで、ぜひとも第5次行政改革の中での検討項目にぜひとも加えていただきたいと私は思っています。多分この放送を聞いている職員の皆様の中でも、ぜひとも研究してみたいという人が必ずいるはずで  
す。そういうふうなことも含めまして、再度市長、お答えください。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの中村議員のお尋ねでございますが、第5次むつ市行政改革大綱、この中の重点事項としてまちづくり理念の検討と、さらに市政への市民参加の推進ということを掲げてございます。予算への市民意見の反映という点も視野に入れて、今後推進を図っていく方途も含めて検討していくという理念がそこに打ち出されておりますので、中村議員が提案されました趣旨は、その辺との整合も含めて私ども検討していくということで理解していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 私に与えられました時間ももうありませんので、最後は意見を述べて終わらせていただきたいと思います。

市長は、昨年の12月に行われました第1回地域主権戦略会議において示されました地域主権戦略の工程表、通称原口プランというらしいのですが、それをご存じかどうかわかりませんが、それによりますと、物すごいスピードで地域主権に向けた改革、取り組み等々がこの5年の間にされていきます。それを地方自治体が確実にできるためには、やっぱりそれなりの準備をしないといけない。むつ市で今出しました行政改革大綱をやり遂げるためにも相当な準備が必要だと。そのやり遂げるための一つのツールとして、どうしても私はやはり事業別予算というのが必要だと思うのです。やはり私たちが審議します予算書を見てもよくわからないと思うのです、市民の方々は。まずそこをわかりやすくすることが第一歩だと思いますので、同じことを何回も聞いていますが、もう一回だけ、市長、お答えください。それで終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） すべての事業については、なかなかその形でお示しは、時間的な、また事務量、こういうふうなものもございますので、これから新年度予算が御議決いただいた後、新年度ではこういうふうな事業がなされる、その事業の中での主立ったもの、すべてそうなのですけども、その部分の中で対応できるものはわかりやすい情報として公開に向けて準備をさせます。

○議長（村中徹也） これで、中村正志議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎澤藤一雄議員

○議長（村中徹也） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。1番澤藤一雄議員。

（1番 澤藤一雄議員登壇）

○1番（澤藤一雄） 大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第203回定例会に当たり、通告に従って一般質問をいたします。

政権交代から半年が経過いたしました。政治と金、利益誘導、指導力の欠如等々国政が混迷の度を深めています。政権交代への国民の期待は見事に裏切られ、内閣支持率が36%まで下落しています。民意とは関係なく政党の都合、そして選挙の思惑だけで動いていく政治に国民はうんざりしているのです。地方分権、地域主権が叫ばれています。どこまで本気なのかはよくわかりませんが、政党の思惑に惑わされることなく、市長には国政の動向をしっかりと見据えながら、基礎自治体としてのむつ市の経営にしっかりと取り組み、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上に邁進していただきたいと願うものであります。

質問の第1は、福祉行政についてであります。介護福祉制度が整備されて以来、種々の問題をはらみながらも、その改善と充実によって介護を要する高齢者の方々へのサービスは格段に進歩し、福祉の向上が図られてきました。同時に増大する介護保険の財政的な要請から、高齢者を要介護にさせないための介護予防も重要な行政課題になっていると認識をするものであります。

福祉行政の1点目は、老人福祉センターの管理についてであります。大畑町老人福祉センターは、昭和47年に建設されて以来38年を経過し、老朽化

が進んでいます。平成13年には浄化槽の故障により施設そのものの廃止も検討されましたが、地域住民並びに議会の強い要望により、平成15年に大規模改修が行われて今日に至っているものであります。この施設は、良質の温泉を高齢者を初め地元住民が気軽に利用できる施設で、老人クラブや民生委員協議会等福祉関係団体の会合や行事にも活用されてきました。65歳以上の高齢者の利用は無料になっていること、一般利用者についても、合併後は市長並びに関係者のご配慮により入湯税が廃止されたことで利用料が200円と割安感もあって利用者がふえています。とりわけ70歳以上の健康な高齢者が月2回利用できる福祉バスによる巡回入浴サービスは、老人福祉センターを高度に活用するため、昭和54年度から大畑町の事業として始められ、昭和63年からは社会福祉協議会に移管して実施し、通算30年余の長きにわたって高齢者の福祉向上と健康増進に重要な役割を担ってきました。この事業を利用する高齢者の中には、ふだんは余り外出しないひとり暮らしの方が多く、月2回の入浴が同世代の方と交流ができる貴重な機会であり、生きがいともなっています。団塊の世代が高齢化して、全体の高齢化を押し上げると予測されることから、この制度が担う役割は大きいと考えます。しかしながら、建築当時から豪雪地帯にもかかわらず屋根が雪の落ちにくい構造になっており、雪おろしをしなければならないこと、施設全体が山陰となって日当たりがよくないこと、源泉から遠く施設管理に難点があること、シャワーに温泉を利用しているため、圧力が不足して使用にたえないなど多くの問題を抱えていると思いますが、現在の管理の実態はどのようになっているのか。

福祉行政の2点目は、老人福祉センターの改築及び観光施設との併設についてであります。むつ市議会第200回定例会で観光施設の議論をさせて

いただきました。老朽化し、管理上多くの問題を抱えたこの老人福祉センターを湯の股川河畔の元祖かっぱの湯に併設することで、かっぱの湯としても県から改善の指導をいただいている男女別に脱衣所を設置することなど問題解決につなげるべきと思います。

福祉行政の3点目は、総合福祉センター「ふれあいかん」についてであります。この施設は医療並びに保健福祉の包括的な運営を目的に大畑病院に隣接した現在の場所に整備された経緯があります。今度の機構改革で保健福祉部門が大畑庁舎に統合されましたが、その目的が何であるのか、そして移転の後の「ふれあいかん」がどのように利用されるのかお伺いいたします。

質問の第2は、産業政策についてであります。産業政策の1点目は、タラの安値対策であります。脇野沢地区のタラ漁は、例年12月の場とりに始まり、2月までの3カ月間行われているわけですが、漁師の皆さんの主要な収入源であり、この地域の風物詩として報道され、脇野沢のタラは県内外に広く知られています。一時は資源の枯渇や気象条件の変化で不漁が続いたものの、漁業者初め関係者のご尽力で稚魚放流が行われるなど、海峡の変化もあって、平成20年度は96トン、今年度は2月22日現在87トンで前年を下回るものの、漁獲量が復活したことは大変喜ばしいことであります。

一方で、年末の高値から徐々に値下がりをして、キロ単価500円から300円程度と容器代や燃料費等を差し引けば、ほとんど利益が出ない状況だといえます。漁師というものは、とれればとれたで値段が安い大漁貧乏になります。豊漁が続いた昔は、青森市場や県外にも活魚や加工品としても販売されたといえます。市長の提唱される「むつ市のうまいは日本一」も徐々に成果を上げつつありますが、この目的は第1次産業の振興を図り、加工や販売戦略で付加価値を高め、雇用の創出と市民所

得の水準を上げることでであると認識をいたします。脇野沢のタラの販路拡大、高付加価値化をどのように進めていかれるのかお伺いいたします。

水産行政の2点目は、大畑漁港のナマコ増養殖についてであります。大畑の漁業はイカの不漁とエチゼンクラゲによる被害等で、漁獲量、水揚げ金額ともに不振をきわめており、漁業者の収入確保と生活安定のためには沿岸漁業の振興による経営の多角化が必須の状況であります。むつ市議会第201回定例会での質問に対する答弁では、海浜公園地先の海域を稚ナマコの放流場所としても考えられるので、漁港を管理する県とも協議して検討研究しますという答弁でありましたが、その後の協議や検討研究がどのようになされたのか、取り組みと進捗状況についてお伺いいたします。

以上、市長並びに理事者の方々の前向きな答弁をお願い申し上げまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市老人福祉センターの管理についてのご質問にお答えいたします。むつ市老人福祉センターは、昭和47年3月に高齢者の健康増進や教養の向上等を総合的に提供する施設として整備されてまいりました。この間高齢者に対し、温泉入浴の機会の確保と保養の便宜を供与してきたほか、地域住民にも低料金で施設を開放し、温泉を利用した健康増進の拠点施設として、その役割を果たしてまいりました。しかし、建築後29年を経過した平成13年には、浄化槽の故障を初めとする建物や設備の老朽化が著しく、建物としての使用の限界に達していることから、平成14年3月に廃止も検討されましたが、地域住民及び議会からの強い要望があり、存続してまいったところでござ

います。

そこで、平成15年に改修いたしました工事箇所及び内容について申し上げますと、集会室は段差の解消、天井及び壁クロスの張りかえ、浴室は洗浄床と浴槽床のかさ上げに伴う段差の解消や給配水の改修及び手すりの取り付け、トイレは便器の洋式化、段差の解消、手すりの取り付け及び障害者トイレの新設、娯楽室兼食堂は床じゅうたんの張りかえ、玄関は手すりの取り付けや勾配の傾斜を改修するなど、施設が抱える当面の諸問題の解消を図ったところであります。

しかしながら、施設の設備や施設本体の改修は補助の対象とならなかったため、建設当時から豪雪地帯にもかかわらず屋根の雪が落ちにくい形状となっていることや、源泉から遠いこと、さらには利用者から要望が寄せられている浴室の水圧不足によるシャワーや蛇口のふぐあいなど、建物の老朽化に起因するところが多くなってきております。これらについては、担当課がその都度修繕等を行いながら、建物の維持管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、老人福祉センターの改築についてのご質問にお答えいたします。現在大畑地区の70歳以上の高齢者を対象に、毎週月曜日、むつ市老人福祉センターまで市のマイクロバスで送迎し、温泉浴を楽しんでもらう巡回入浴サービス事業を実施し、年間858人の高齢者に利用いただいております。また、秋の紅葉シーズンには大畑地区はもちろんのこと、旧むつ市の老人クラブ等の団体利用が多数あるなど、薬研温泉地にはなくてはならない施設となっております。しかしながら、同センターは建設以来38年を経過し、建物も老朽化し、施設を改築しなければならず、その必要性は十分認識しております。地域住民を初め利用する方々に大変喜ばれていることから、財政事情を見きわめながら対応してまいりたいと思っておりますので、ご

理解を賜りたいと存じます。

次に、改築に関連してむつ市議会第200回定例会で議論させていただきました元祖かっぱの湯の抱える多くの問題点を解決するために、むつ市老人福祉センターを下北森林管理署所有の旧鶯鳴荘のところに移転させて活用してはどうかというご提案につきましてお答えいたします。

まず、むつ市老人福祉センターの改修につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。元祖かっぱの湯を存続させるためには、青森県公衆浴場規則で規定する施設整備を施し、公衆浴場法による営業許可を得なければ、施設提供させてはいけないという緊急を要する事案となってきましたので、むつ市老人福祉センターの課題とは別に進めてまいりたいと思います。議員のご提案は、参考の一つとさせていただきたいと思しますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、総合福祉センターの運用についてのご質問にお答えいたします。むつ市総合福祉センター「ふれあいかん」は、高齢化社会を迎え、だれもが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、旧大畑町が町民の健康増進や福祉活動などを支援するために、隣接する大畑病院や社会福祉協議会などと連携して保健、医療、福祉サービスの提供を一元的に行う拠点施設として開設されたものであります。このため、これまでではむつ市大畑庁舎市民福祉課健康福祉グループ及びむつ市社会福祉協議会大畑支所並びに社会福祉法人三恵会延寿園が業務を行ってまいりました。しかしながら、ちょうど本日ではありますが、「ふれあいかん」に勤務しております市の職員につきましては、住民サービスの向上を図り、より円滑な行政を推進していくことを目的として、大畑庁舎へ異動することとしております。市職員が異動した後の「ふれあいかん」の管理運用につきましては、管理人1名を配置し、貸し館業務や建

物の維持管理等に当たってまいります。したがって、現在使用の2団体はもちろんのこと、これまで利用してきた各種団体につきましても、何ら変わりなくご利用いただきたいと思います。

「ふれあいかん」につきましては、建設当時の起債の償還が平成24年3月に終了予定となっております。このためこの起債の終了に合わせて「ふれあい館」の今後の活用などについて検討を加え、方向性を示してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、産業政策についてのご質問にお答えいたします。まず、タラの安値対策についてですが、今年度の脇野沢村漁業協同組合におけるマダラの漁獲量は、2月末現在で86トンとなっており、昨年度の漁期全体の漁獲量96トンに近い数量となっておりますが、金額では約4,500万円、昨年度より2,000万円程度減少しており、漁業経営は厳しさを増していると伺っております。これは、脇野沢産のマダラは、ほとんどが県漁連が指定した卸売市場への出荷となっており、今年度はその単価が下落したため、その要因としては長引く経済不況による個人消費の落ち込みと国民の魚離れなどが考えられており、マダラのみならず、ブリ類やヒラメ等も単価の下落が顕著となっております。このことから、脇野沢村漁業協同組合では、マダラの価格の維持向上を図るため、産地表示や活締めによる鮮度の向上による他産地との差別化を図るとともに、漁協の直売所を拠点として県内の消費者を対象としたインターネットによる注文販売や広告物の配布による直接販売を行うことにより、価格の向上並びに販路の拡大に努めてまいりたいと伺っております。

また、脇野沢地区では鯛島塾むらおこし会議の主催による「わきのさわ朝市」においてもマダラの即売を実施しており、好評を得ていることから、

今後とも継続していくとともに、漁協主催による地区内外での即売会の開催も検討されているところでもあります。

市といたしましては、これらの施策に対し、関係機関と連携しながら支援協力を努めてまいりまほか、「むつ市のうまいは日本一フェア」における販売促進やむつ市のホームページでのPR、さらには昨年度設立したむつ市、川内町、脇野沢村3漁協協議会での販売についても要望し、マダラの安値対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ナマコ増養殖の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。昨年9月のむつ市議会第201回定例会において、大畑海浜公園地先を含む海域での漁業の可能性についてのご質問に対しましては、大畑町漁業協同組合ナマコ部会が行っているナマコの天然採苗後の稚ナマコの放流場所等として考えられ、適地であるか検討研究してまいりたいとお答えしているところでもあります。その後の協議や検討研究がなされたかについてのお尋ねであります。大畑漁港内では現在ナマコ部会による試験が行われており、多い年には採苗器からの稚ナマコの回収が200個体程度になる年もございますが、昨年10月に実施された試験は思うような成果が得られなかったため、部会のみならず、大畑町漁業協同組合自身でも青森県栽培漁業振興協会より稚ナマコ500個体を購入し、港内に放流したと伺っております。

また、従来漁港内で行ってきました天然採苗試験場所については、漁船上架施設整備の予定箇所となっていることから、今後は海浜公園地先へ場所を変え、試験を計画しているところでもあります。昨年の大畑町漁業協同組合の漁獲高は、数量が2,823トン、金額が11億8,900万円と過去二十数年の中で最も不振をきわめる厳しい状況になっており、今後の漁業生産の向上を図るためには、沿岸

の磯根資源の増養殖対策は重要であると考えており、市でも大畑町漁業協同組合とナマコ部会が実施している事業と一緒に取り組む考えであります。事業を推進するうえで必要となる漁港利用の協議については、県と調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） ご答弁をありがとうございます。

まず、老人福祉センターのことでございますけれども、現在の施設を修理しながら当面使うと、そして財政状況を見ながら改築も考えていくというような前向きな答弁をいただきました。観光施設は観光施設で当面緊急にその改善を求められている分については改善をしていくのだと。そして、老人福祉センターは老人福祉センターで財政状況を見ながら考えていくというようなことでございますけれども、今老人福祉センターのシャワーが使えない、7つぐらいあるところを2つぐらいしか使えないというような状況があると伺っております。これの修理が当面必要なだろうと思うのです。そして、この施設のいろんな問題点が先ほどの答弁の中にもありました。私は、やはり今の施設は施設として当面使える状態で維持していただくということが前提でございますけれども、そのうえで先ほどの鶯鳴荘のある場所に改築をして、もっと観光施設としても使える、そして今のかつぱの湯の改善も飛躍的に私はよくなると思うので、これは私の提案として申し上げたいのです。

まず、場所を湯の股川の近くに移すことによって、今の修景公園の指定管理制度と一体で管理できるだろうと、こう思います。そして、元祖かつぱの湯の抱える問題では、男女別の脱衣所も、この施設の中の内湯の脱衣所として確保できると。それから、混浴は日本の伝統的な文化なわけです

けれども、県がどうしてもこれがいけないというのであれば、これは入浴時間を定めて男女別にすることも可能になるのではないかとこのように考えております。

それから、露天風呂の外部からの目隠しの問題についてもどのように考えておられるのか。そして、今の浴槽のへりが平らになっているわけですが、これに自然石をランダムに積み上げるといいますか、大きい石をとところどころに配置することによって、外部からの目隠しをしたほうが、より自然景観とマッチした形でできるのではないかと、このように思っております。

それから、先般の新聞で県が低酸素社会に向けて温泉熱を利用したシャワー設備等の研究を進めるのだという報道がされました。これについては、その対象が大鰐温泉と並んで薬研温泉を考えていますよという報道内容でした。ですから、そういう事業としてやはりシャワーシステム、温泉熱を利用した全館暖房やシャワーシステムもできるのではないかと、こう思います。そして、現在は山の陰になって、非常に日当たりが悪いわけですが、これもこれが改善される。そして、屋根雪も自然に溪流側に落ちていくような設計も可能になるのだと思うのです。そして、現在200メートルくらいの温泉を引いている管路の借り上げを、これは土地を借りているわけですが、これも20メートルか30メートルで済むようになるのだと思うのです。こういうやはり大きなメリットがあると思いますけれども、この辺の現在の施設を使える形で維持しながら、そしてこういうメリットを生かした新しい形でぜひこの改築をお願いしたい、このように思うわけです。これについてとりあえず答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、老人福祉センター、この部分については、私は必要性は十分認識をい

たしております。そしてまた、財政状況等さまざまな国の補正だとか緊急対策だとか、そういうふうなものを今後もまた期待しておるところでありますので、そういうふうな場面で、財政状況もありますけれども、検討をさせていただきたいと。財政事情を見きわめながら対応していきたいと。これは、壇上の繰り返しになるわけでございます。そういうところでご理解をいただければなと。

そしてまた、それを移転して旧鶯鳴荘のところと一体的なというふうなこと、イメージもまだほんのちょっと、鶯鳴荘の位置だとか元祖かっぱの湯、それはもう確認は先般澤藤議員からご質問があった際、また駐車場の長期滞留の方々、そういうふうな場面を私現地に行って視察をしてみました。状況も把握しております。しかしながら、鶯鳴荘自体もかなり古い建物でございますし、所有もまだ下北森林管理署でしょうか、そちらのほうにあるみたいでございます。非常に歴史的な部分、それは私も十分認識はしております。そしてまた元祖かっぱの湯、あれも本当は存続をさせていきたいと。あれはまさしく薬研温泉のシンボルというふうな、その風景であるし、しかしながら平成9年からでしたでしょうか、公衆浴場として県からかなり強い指摘を受けていると。なかなか改善できないままでいるという事実もございませう。そういうところをどういうふうな考え方で進めていかなければいけないのか。しかしながら、指摘されたものは、やはり公の団体として法を守っていかなければならない立場の自治体としては、これはしっかりと対応していかなければいけないだろうと。これを引き延ばすだとか、さまざまごまかすだとか、ちょっと表現は悪うございませうけれども、そういうふうなことのないような形の中で進めていかなければいけない。

当初平成21年度もあれの改修を考えたわけでございます。しかしながら、その改修では満足でき



ないというふうな状況も伝わっております。また、今澤藤議員が元祖かっぱの湯の川っ縁のところ、平らな部分で、そしてカッパがありますけれども、あそこのところに自然石を配置したらどうかというふうなご提言もありました。それらもひっくるめましてご意見として承って、今後どういうふうな形で、本当は私はあの施設は存続をさせたいと。まして間もなく、あと数年でしょうか、薬研温泉開湯400周年という記念すべき年をまた迎えるわけでございます。この下北むつ市で400年という歴史、その長さというふうなのは、やはり非常に大きな我々の大切なものであるという認識をしておりますので、そういうふうなところで総合的な判断をしていかなければいけませんし、澤藤議員のただいまのご提言は、私もしっかりと頭に入れてさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） どうもありがとうございます。非常に心強い答弁だったと、やるというようなことでひとつよろしくお願いを申し上げます。

いろいろ下北森林管理署の所有の問題もありますし、下北森林管理署としては、できれば買っていただきたいというふうに思って旧大畑町の当時から、買わないかというふうな話もあったようでございますので、いろんな場面が想定されますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

次に、総合福祉センターの件でございますけれども、当面1人の管理員を配置して貸し館等の業務を、従来の業務をそのまま続ける形で貸し館もしていくというふうな答弁でございました。そして、市民の利便性を高めるというような、これが具体的にどうなのか、本当にそうなるのかというふうなことを十分検証されたのでしょうか。大畑診療所の院外処方にあそこでやりたいというふうなうわさもちらっと聞こえておりますけれども、それが事実なのかどうか、この辺についての答弁

をお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 院外処方につきましては、今初めて聞きました。うわさをもとにしてのご発言というのは、ちょっと私も心外でございますけれども、初めてお聞きしました。

「ふれあいかん」、これは行政の一部がああ場所に離れているというふうなことで、不便性もやはりこっちで用が済まない、1カ所で済まないというふうな声も多々ありました。また、いや分かれてもいいと、病院、診療所と近いから便利だというふうな部分もありますけれども、分散をするというふうなことによって、その庁舎のほうで、澤藤議員から前からもご指摘があります。庁舎が非常に寂しいのだと、職員も不足しているし、そういうふうなところで、もっともっと元気をつけるために職員の配置等考えるべきでないかというふうなご提言、ご意見もかつてあったように私は記憶しておりますので、集約をすることによって庁舎自体のにぎわいも、また市民の皆さんの、住民の皆さんの利便性も高まるものと、このような思いで今1カ所にまとめた次第でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 私のかつての発言を引用されました今の市長の答弁でございましたけれども、決して現在の大畑庁舎が寂しいから今の「ふれあいかん」から職員を、福祉部門を分庁舎のほうに移したのだというようなことは私も望んでもないし、それはきっと当たらないのかなと。うわさの件については、あくまでもうわさでございます。それがないというような答弁でございましたので、ある意味ではわかりました。

いろんな市の業務が分庁舎のほうにあるわけでございますので、それと一体で行政サービスをするのだというような考え方、それで当時「ふれあいかん」を整備した時点では、そう考えなくて、

病院の近くに保健機能、あわせて福祉機能も一体で提供するというような考えで、そちらのほうが利便性が高まるのだというふうな判断で、その建設場所を定めて今の施設があるわけでございまして、今の市の行政の考え方が、むしろそうではなくて、一般の市の業務とあわせて保健、福祉も現在の庁舎のほうで提供するのだと。そちらのほうが市民の利便性が高いのだというふうな判断をされたら、こういう理解でいいわけですか。あくまでも市民の利便性を第一に考えて、ひとつ運営をされるようお願いを申し上げます。

次に、タラの問題でございませけれども、安値対策、いろいろ取り組みをしているというふうな答弁でございました。まず、1月に開催された朝市ではどのように販売されて、どういう価格で販売されたのかについてお尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） 「わきのさわ朝市」でのマダラの直販状況についてのご質問にお答えいたします。

特産品フェア「わきのさわ朝市」は、去る1月24日に開催され、来場者は約230人となっております。その中において、脇野沢村漁業協同組合では、マダラの即売を行っておりますが、その売り上げ数量は793キログラム、金額は約46万円程度となっております、その単価は雄が800円、雌が550円、産卵済みのタラが350円で販売されております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 今答弁いただいたわけでございませけれども、これは恐らく1回開催されたというふうなことだろうと思うのです。大畑で行われている海峡サーモンのことについて、若干話をしてみたいのですけれども。

年間26トン生産して、そのうち16トンが直売になっています。そして、残りの10トンが加工販売、

いろんな商品に加工して販売しているわけですが、販売単価が1,500円というふうなことで販売されているわけです。つまり生産者が自分で値段を決めて売るというふうな販売方法で、これは初夏から夏にかけて毎週日曜日に市場で販売するというふうなことで、非常に最近農産物も漁業生産物も自分で値段を決めて売るというふうなことから生産者の所得を確保するのだというふうなことが言われています。こういう中で、もっと脇野沢のタラも脇野沢に来ていただいて販売するというふうな方法もあるのでしょうか、これが市の中心部で、例えば来さまい館やイベント広場で、あるいは本庁舎で生産者が値段をつけて市民の皆さんに買っていただくと。大畑の海峡サーモンの場合にも、単価は決して安くはないのです、1,500円なわけですから。それを自分で食べるために買う、あるいは遠くにいる親戚や友人に送ってやるというふうなことで、これが売れているわけです。そういう販売の仕方、それがシーズンのうち何回になるのかわかりませけれども、可能な限りそういう販売を支援していくというふうな考えがないのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまのお話でございませけれども、私どももやはりそういうふうな思いで今後取り組まなければいけないだろうと、こういうふうに考えます。海峡サーモンの例を出されましたけれども、海峡サーモン、非常に今ブレイクして物が足りないというふうな状況が出てきております。そういうふうなことでさまざまな手法の中で、ただタラを丸ごと販売してというのなかなか難しいところがございます、調理の方法だとか。そういうふうなところ、いかにおろして、そして例えば白子だとか、そういうふうな料理の仕方、さまざまあろうかと思えます。そういうふうなところ、丸ごとどんと販売するというふうな

形ではなくて、今むつ市、そして川内町、脇野沢村の3漁協が協議会をつくっております。そういうふうな中で、いろいろ検討してもらい、販売チャンネルが非常に大きくなったわけです。かつての村漁協というふうな形よりも、今むつ市全体で6万5,000人というふうに市場が広がっているわけでございます。そういうふうなところを大いに使っていただくような手法をこれから我々も提案もし、またサポートもしていかなければいけないだろうと。しかしながら、タラを丸ごとんと都府会に送っても、これは困るわけです。実は、私もそういうふうな例がありまして、丸ごと送ってちょっと困ったと。ことしの冬は、そういうことでおろして、そして白子をパックにしてやったら非常に喜んでくれた。ナマコ一つにとっても、下北のナマコがいいからと、ナマコを送ってくれということで送りましたら、これはどうやって調理するのだろうと、そういうふうな基本的な部分があります、消費者サイドに立ちますと。やはりこれはまた消費者目線というふうなこと、その部分では海峡サーモンが非常に先んじているというふうなことだと思いますので、それらの成功事例を参考にしながら、さまざまな形の中でサポートしていきたいと、このように思います。

販売市場、市場性は非常に高まって、今広がっているというふうなこと、それをうまく利用して販売をしていただくように努めていきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 次に、ナマコの件についてお尋ねをいたします。先ほどの答弁ですと、ナマコの採苗試験をやっていると、そしていいときには200匹程度の稚ナマコが確保できたと。そして、今年度は、秋に行った採苗では成績がよくなかったというような答弁でございました。そして、今試験をしている場所が、今度は漁港整備の船揚場

の関係で、今の海浜公園の地先で試験をしたいのだというような答弁だったと思います。

先ほどの答弁でちょっと気にかかったのは、漁協がナマコ部会と協議をして、漁協が500個体の稚ナマコを購入して放流したというようなことでございました。まずこの動き、この中に市がどのようにコミットしたのかお尋ねします。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（柳谷正尚） お答えいたします。

現在ナマコ部会で実施しておりますナマコの採苗は、あくまでも試験事業でございます。また、今後海浜公園地先で行う計画の具体的な場所や施設内容等がまだ確定していないことから、場所や規模等が固まり次第、今後とも必要な時期に話し合いを行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 先ほどの私の質問は、漁協が500個体の稚ナマコを放流したというようなことの中で、それに市がどのようにかかわってきたのですかということなのです。

それともう一つ、今の海浜公園の地先は、砂場もある、あるいはアマモ場もあるというような底質の環境だというように私は思っています。ある意味では、ナマコの成育環境なのか、そうでないかもしれないというような思いも私の中にはあります。それで、今回ナマコ部会の方々がしている場所で採苗試験をやってもうまく稚ナマコが確保できなかったというような答弁の中で、むしろもっと底質がナマコに適していない可能性の強い、海浜公園の地先でナマコ漁を漁師の方々がしていないということは、ナマコがないということなのですよね。そこで、採苗試験をやった稚ナマコがとれるかという、私はとれないのだろうと思うのです。ですから、今の答弁は、今まで市側がどうかかわりをしてきたのかとあわせて、こ

れから採苗試験をやるというその地先がどういう底質、成育環境、自然環境なのかというようなことを把握して、採苗試験でなくて、適地なのか、適地でないとすれば、どうしなければならないのかということ、漁協と市がどういう協議をしてどう進めていくかというようなことなのです。答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、ナマコの増養殖につきましても、陸奥湾側が先行しておりまして、技術的にもある程度湾内での増殖の部分は解明されつつございます。ただ、これを外洋側の大畑地区で実施するに当たっては、どういうふうなノウハウを充当すべきかということで、市ではそれらの陸奥湾での情報、それからこれまでに蓄積された技術、これらを漁協側に指導ということではないのですが、いろいろ協議の場を設けまして、こうやったらどうだ、ああやったらどうだというアドバイスをしております。

それから、場所が適地であるのかどうか、これも県のほうともいろいろ協議を進めているところでございます。そういった適地かどうかも含めて、これからも調査研究をしたいということでございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） ですから、要はいわゆるナマコの放流場所あるいは成育場所にするために増養殖場として進めていきますよという答弁のうえで、今までどういにかかわりをしてきたのですかというようなお尋ねをしているわけです。そして、外洋だと言うけれども、漁港の中のわけですから、ほとんど内湾と同じ環境ができています。そこにどうやったらナマコの成育場所をつくっていけるのか。そこで増殖して、どうやって漁業が成り立つような仕組みにしていくかというような、やはりそういう前向きの考えに立たないと物

が進んでいかないわけです。いつまでたっても漁協と協議をしながら研究、検討していきますという話になるわけです。ですから、それを、では具体的にどうするのですかというようなことなのです、私聞いているのは。ということは、これまで漁協が放流をしました、そうではなくて、海浜公園の地先がどういう環境なのか、そして今のナマコ漁をしているその環境がどうなのかというような比較、そしてもしその場だけで地先がナマコの成育環境に余り向いていないのだとすれば、湾内でやられているナマコの増養殖場の造成事業だって可能になるのだと私は思うのです。やはりその前にちゃんとした調査が必要だと私は思うのです。その辺について、きちんと調査をして、きちんと陸奥湾で実施されている増養殖場の造成をどう考えて進めていくのかについてお尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 本職としているわけではございませんけれども、私今そのお話をお伺いしている中で、多い年にはこのナマコ部会による試験が、採苗器から稚ナマコの回収が200個程度と、ところが昨年10月には思うような成果が出なかったと、壇上でお答えしたとおりでございます。そういうふうなことを今試行錯誤の中でやっているわけでございます。

そしてまた、澤藤議員はそういう試験をやる前に、それが適地かどうか調べなさいというふうな論調でございます。やはりこの部分、海洋というのは私もよくわかりませんが、自然環境の中でどういうふうなものが、それは前もってここが適地だといったら、もう最初からそこはテストの必要はないわけでございますので、そういうふうなさまざまな状況を自然環境の中で、また海流の部分もありますでしょう。そういうふうなことを今テストケースとして、試験としてやっている

のだということをご理解をいただけるのではないかなと、このように思います。

そういう意味では、私どもはその地区の漁業者の方々の収益を上げるために、我々はそういうふうなことで前向きに取り組んでいる結果だと、こういうふうにご理解をいただき、決して後ろ向きでこんなことをいたしません。前向きでいかに生産性を上げていくかというためにさまざまなテストを重ねているということをご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） いろいろ答弁いただきましてありがとうございます。

漁協といいますか、いろんなこういう産業関係団体は、非常に赤字体質といいますか、予算の中でもいろいろ予算をつけていただいて、経営健全化をしている、こういう団体でございますので、いろんなことをやる場合に、事業を起す場合に、そうしたことを積極的にやれないというような、意識的にもそうなるかもしれませんので、やはり市がそういう団体に常に課題を解決していく、あるいは将来こうしていくのだというようなことで協議をしながら、いろんなアドバイスを一緒にやっていただきたいと、このように思います。そして、こういう事業についてももっとスピード感を持って、今のその採苗試験を海浜公園地先でまずやるのだというようなことで進んでいるようですけども、いろんな場面を想定しながら、生息環境の調査も含めて取り組んでいただきたいと、このように要望いたしまして、終わります。

○議長（村中徹也） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。2番新谷泰造議員。

（2番 新谷泰造議員登壇）

○2番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造です。むつ市議会第203回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問を行います。

民主党は、国政で政権公約の実現に苦勞し、政治と金の問題で支持率を下げております。私は、民主党むつ下北支部の幹事長として、今こそ逃げない、ごまかさない、うそをつかない政治をすべきものと思います。そして、むつ市において、公平、公正でガラス張りの市政運営により、赤ん坊にも、高齢者にも、障害者にも優しく、思いやり、友愛のある市政を実現し、希望を見出せる社会をつくらなければならないと思うところであります。

市民生活が第一、財政再建を優先させ、財政を健全化し、市民の福祉を充実すべきであるという立場から質問いたします。

市長の政治姿勢について。まず、むつ市職員の公金75万円の横領事件について質問いたします。むつ市の職員は、入院中に手紙により自ら横領の事実を申告して自首し、横領金75万円を返却しました。入院中の病気のさなか、自ら横領の事実を申告し、自首した心中の苦悩、苦しみは察するに余りあるところであります。2年間の短期間に3度の人事異動がなければ、この横領事件は発生しなかったかもしれません。武士の情け、罪を憎んで人を憎まずと言います。私は温情を与えて病氣療養をさせ、病氣回復後、職員に再チャレンジの

機会を与えるべきだったと考えます。そこで、宮下市長が懲戒免職の処分の際の厳罰に処した理由はどこにあるのか、説明をお願いいたします。

次に、さきの定例会で私の一般質問での、市長がしかるべき時期に責任を考えると、部長級、次長級、課長級を懲戒処分をすることを意味し、宮下市長は自身責任をとらないということでしょうかという質問に対し、宮下市長の答弁をいただけませんでした。このような宮下市長の答弁姿勢では、アンシャンレジーム、いわゆる暗黒の時代の市政になるのではないかと心配しているところでもあります。すなわち、宮下市長に不利な情報は秘密にし、有利な情報のみ公開するのではないかと。

ところで、宮下市長は公金75万円の横領事件について、任命権者としていつ責任をとるのでしょうか。それとも、病気がちの職員を2年の短期間に3度の人事異動をさせ、再チャレンジの機会を与えず懲戒処分の免職の処分の際に厳罰にしておきながら、宮下市長は任命権者としての責任をとらないで終わるのでありましょか。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

次に、指定管理者みなみ農園開発の970万円の横領事件について質問いたします。みなみ農園開発は、東京の弁護士に依頼し、現在2,430万円の債務で破産申し立ての予定であるとのこと。むつ市や22者の債権者に支払う金はなくとも、弁護士に依頼する金はあるのです。恐らくみなみ農園開発は、理事長にはほとんど資産がありませんので、むつ市及び22者の債権者は一銭も回収できないでしょう。むつ市がみなみ農園開発の理事長がかわった時点で厳しく監査し、資産を調査し、不当な人事に介入していれば、みなみ農園開発は1年間の指定管理料相当の2,430万円を資材費に支払わず、領得することができず犯行をあきらめざるを得ず、970万円の横領事件は起こせなかつ

た可能性があります。さらに、その結果みなみ農園開発の理事長らは債務返済の意思を立証できず、破産詐欺罪で逮捕、起訴、有罪になる可能性があるため、破産申し立てもできなかつたと思われます。

そこでお尋ねします。市長及び理事者は指定管理者のみなみ農園開発に対する監督責任を果たさなかつた結果、善良な市民を巻き込んだ2,430万円以上の被害を発生させている。それでも市長、理事者は責任をとらないで終わるのでしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、指定管理施設の人事、指導関与について質問いたします。さきの定例会で私の一般質問の指定管理の中で、むつ市の退職者の実質上の天下りと思われるような人事や、下北自然の家のような宮下市長の親族の方だけが再雇用されるような不適切な不公平な人事が行われた場合には、むつ市は当然公表し、指導関与すべきであると思うところでもありますという質問に対し、宮下市長は、人事は指定管理者側の裁量において決定されるべきものと答弁しております。みなみ農園開発の970万円の横領事件が発生した現在も、今後もこの姿勢は変わらないのでしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、市役所職員の採用について質問いたします。まず、市役所職員の採用試験の公平、公正はどのように担保されているのか。

次に、特別職の職員関係者の縁故採用の防止はどのようになされているのか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、財政再建について。むつ市の現状を見れば、平成20年度末時点で長期債務の合計額が690億円。ということは、生まれたばかりの赤ん坊から介護を受けている高齢者まで含め、1人当たり100万円以上の借金を負担していることとなります。むつ市でオギャーと生まれれば100万円の借

金を負担することになるのです。

さらに、実質的な累積赤字は、隠れ赤字33億円を加算すると48億円、そして実質赤字比率は28%で、かの夕張市と同様、財政再建団体に該当するのであります。すなわち、むつ市は借金だらけで預金もなく、借金返済のために自転車操業をしている状態なのです。

さらに、宮下市長が自ら本定例会開会日の2月26日の全員協議会で答弁したように、現時点で仮に下北医療センターを解散すると、むつ市はただちに財政再建団体になる可能性があるのです。

そこでお尋ねします。まず、下北医療センターの財政再建とむつ市の負担金について質問いたします。現在下北医療センターは、資金不足比率51%で、経営健全化団体に陥り、破産寸前の状態で、破産を避けるために経営健全化計画の中にあります。下北医療センターの破産を避けるための経営健全化計画の中、先日の全員協議会の質疑で宮下市長は、メンタルヘルス科病棟改修のための10億円の費用は起債して賄うので、むつ市の負担金はないと答弁しました。しかしながら、起債である以上借金でありますから、返済しなければなりません。したがって、むつ市の負担金はあるのではないかと思うところであります。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、今年度3月の年度末における決算見込みによると、むつ市の隠れ赤字、むつ総合病院の33億円の長期債務をむつ市が幾ら負担して、幾ら返済するのか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、赤字解消計画について質問いたします。赤字解消計画に、この冬の大雪での除雪費及び使用済み核燃料中間貯蔵施設の着工延期がどのように影響するのか、簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、指定管理者制度について。まず、ウェルネスパークの指定管理についてであります。さき

の定例会で理事者は、ウェルネスパークの指定管理料1億1,500万円の本事業の内容3,880万円の自主事業の内容、そして本事業の利益710万円と自主事業の利益1,370万円の合計額2,080万円の利益を指定管理者の営利を目的とする株式会社が取得することを認めるという内容の答弁がありました。

そこでお尋ねします。第1に、さきの定例会で理事者の答弁を精査しても、1億1,500万円の本事業と3,880万円の自主事業の区別の基準が不明確であります。いま一度簡単明瞭に、具体的に区別の基準を示していただきたい。

次に、さきの定例会で、自主事業に対し指定管理者の営利を目的とする株式会社の企業は幾ら投資しているのでしょうかと質問したところ、答弁していただけませんでした。そこで再度お尋ねします。指定管理者の営利を目的とする株式会社の企業は自主事業に幾ら投資しているのでしょうか。

次に、陸上競技場のむつ地区体育施設の指定管理について質問いたします。さきの定例会で理事者は、指定管理の521万円の赤字を補てんするに当たり、暖冬で雪が少なかったためスキー場の収入が1,500万円程度で521万円の赤字は予想がつかなかったとしております。ところが、理事者の答弁によると、平成18年度は暖冬で全く雪がなく、スキー場の収入が554万円だとのことでした。とすれば、1,500万円程度の赤字であったわけです。理事者は、平成20年度に指定管理契約する時点で平成18年度のスキー場の収入が554万円であることを参考にすれば、いずれ暖冬で雪が少なく521万円の赤字が出ることは予想できたはずであります。そして、今後平成18年度のように暖冬で全く雪がなく、554万円よりスキー場の収入がなかった場合には、むつ市は1,500万円程度の赤字を補てんするのでしょうか。逆に平成11年度のように

スキー場の収入が3,346万円の場合には、1,000万円程度の指定管理料を返還してもらえるのでしょうか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄について。不法投棄関係者の刑事的、道義的、政治的、社会的責任について質問いたします。

まず、さきの定例会の私の一般質問の宮下市長に対し、廃棄物の不法投棄について、村議会の議決を証明する資料提出があったのでしょうかという質問に対し、宮下市長は、不法投棄に関する脇野沢村議会の議決に関する資料の提出はございませんと答弁しております。そこで再度お尋ねします。平成4年12月14日の脇野沢村議会定例会会議録抜粋の提出はなかったのでしょうか、説明をお願いいたします。

次に、私の一般質問に対し宮下市長は、時効の成立がなかったとした場合には、当然旧脇野沢村長その他の関係者らは刑罰の対象になることは明白でありますと答弁し、反面において時効が成立しているから、旧脇野沢村長、企業ら不法投棄関係者に対し、廃棄物処理費6億2,000万円を請求せず、道義的及び社会的責任を追及しないと答弁しております。しかし、私は仮に自分の土地に不法投棄された場合には、時効の成立に関係なく、あらゆる方法を使って不法投棄者の道義的及び社会的責任を追及し、損害賠償を請求すると思えます。宮下市長は、自分の土地に不法投棄された場合でも、時効が成立しなかったとして不法投棄者の道義的及び社会的責任を追及せず損害賠償を請求しないのでしょうか。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

次に、市民からむつ市が脇野沢地区の不法投棄に関係した業者に脇野沢地区の不法投棄廃棄物処理事業を委託しているという情報提供がありましたが、事実でしょうか、説明をお願いいたします。

最後に、道路整備について。私道の整備につい

て質問いたします。私道の整備補助金の交付制度の多額の費用について。年金暮らしで費用の負担ができない方やその他の理由で費用の負担ができない方にむつ市が配慮して運用することはできないのでしょうか。説明をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問についてお答えいたします。

まず、政治姿勢についての1点目、公金75万円の横領事件についてであります。懲戒免職という厳罰に処した理由はどこにあるのか、さらには任命権者としての責任はどうなるのかというお尋ねであります。当該職員の処分については、改めて言うまでもなく、地方公務員法の規定に基づき任命権者として厳正に処分したということに尽きるわけで、その他特段の理由はございません。

また、私の責任ということにつきましては、かかる事態が二度と発生しないよう、私はもとより職員一丸となって全体の奉仕者として襟を正し、市民の皆様方の信頼回復に一層努めながら、でき得る限り不祥事を払拭するような手厚い行政運営に日々心血を注ぐことが私の責任の処し方としては何にも増して最善であると強く認識しております。

2点目の指定管理者の理事の970万円横領事件についてであります。みなみ農園開発に対する監督責任をとらないのかというお尋ねであります。市としては思いもよらなかった指定管理者内部の不祥事による今回の事件については、長としては当然ながら大変遺憾に思っております。しかしながら、事の原因が指定管理者側の一職員の背信行為によるものであるために、使用者責任や監督責任についてはあくまでも法人側の責任が第一義であります。結果的に市に損失を与えたことの



みならず、法人との取引業者にも損失を与えたことは動かしがたい事実であることから、今後とも法人に対しては、より実効性のある手段を模索しながら、執拗な追及を継続してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の指定管理者施設の人事の指導、関与についてであります。人事は、指定管理者サイドの裁量によって決めるべきであるとしているが、今後もその姿勢は変わらないかというお尋ねであります。指定管理者内部の雇用も含めた人事全般については、指定管理業務を適正に行っている団体が大半であることから、今後も指定管理者側の裁量を尊重しつつ、直接的に介入しないスタンスに変わりはありませんが、今回のケースを踏まえて、新年度からは代表者が変更になった、あるいは大幅な役員改正や組織改正等が行われた場合は、市がその旨報告を受け、確認することを基本協定書に盛り込むことをすべての指定管理施設に適用する予定であります。

4点目の市役所職員の採用についてであります。市役所職員の採用試験の公平、公正は、どのように担保されているのか。さらには、特別職の職員関係者の縁故採用の防止はどのようになされているのかというお尋ねであります。至極当然、公平かつ公正な職員採用試験を実施しております。無論縁故採用なるものは一切存在いたしません。

次に、財政再建についてであります。まず、むつ総合病院のメンタルヘルス科診療棟改築事業に係るむつ市の負担についてのご質問についてであります。建設費は約13億5,700万円となっております。この財源といたしましては、医療施設耐震化臨時特例交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金が約8億4,300万円で、残り約5億1,400万円は起債を充当することとしております。さきの全員協議会において、むつ市の負担は生じ

ないと申し上げましたのは、その財源として国の補助金を除く部分に起債が100%充当可能なことから、建設時に係る負担は生じないということであり、今後起債償還に係る市町村の負担は出てくるものでありまして、誤解を与えたとすればおわびをいたしたいと存じます。

次に、むつ総合病院に対する約33億円の債務負担についてのご質問であります。下北医療センターが作成した公立病院改革プランに基づき、平成25年度までに下北医療センター全体の不良債務の解消を図るため、川内、大畑及び脇野沢の3診療所に係る不良債務の解消が最優先となっておりますことから、今年度末における債務負担の残額は、昨年度と同額の33億6,488万8,000円となっております。公立病院改革プランが完結した後の平成26年度以降の返済を予定しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、大雪による除排雪経費及び中間貯蔵施設の着工延期による赤字解消計画への影響についてのご質問であります。大雪に伴う除排雪経費につきましては、今定例会の提案理由で申し上げましたように、2回にわたり2億円ずつ、合わせて4億円の補正を行ってまいりまして、国庫補助金の歳入が見込まれるものの、一般財源で約3億5,500万円を要することになります。このため地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用や内部経費のさらなる節減等により、不足の出費に対する補てん措置を鋭意講じているところであります。赤字解消計画に掲げる目標達成への影響は否めないものと考えております。

また、中間貯蔵施設の着工延期による影響につきましては、中間貯蔵施設及び東京電力東通原子力発電所1号機に係る立地促進交付金相当部分の前倒し交付が平成20年度より可能となり、今年度予算計上いたしております20億円の交付金が確保できることとなりますことから、着工時期による

影響は生じないものと考えております。

次に、指定管理者制度については教育委員会の所管施設でありますので、教育委員会より答弁いたします。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄についてのご質問にお答えいたします。ご質問の要旨の不法投棄関係者の刑事的、道義的、政治的、社会的責任についての1点目、旧脇野沢村議会の議決について。市長に対し、旧脇野沢村議会の議決に関する資料の提出はあったのかとお尋ねですが、担当部署で調査した結果、不法投棄に係る村議会の議決の記録はございませんが、当時の総務文教常任委員会が所管する事項に関して、口広にある旧最終処分場の野焼き状況と辰内の最終処分場について調査した結果を平成4年12月14日に村議会に委員長報告した会議録は残っており、その報告は受けております。

次に、ご質問の2点目、廃棄物処理費6億2,000万円の損害の回収についてお答えいたします。私自身の土地に不法投棄された場合でも時効が成立したとして、道義上社会的責任を追及せず、損害賠償しないのかとお尋ねですが、脇野沢の不法投棄については、あくまでも旧脇野沢村が村有地に不法投棄した事案であり、例えるならば、加害者と被害者が同一人物であるという意味においても、行政自らが不法投棄を行ったという意味においても極めてまれな事案であり、廃棄物処理法において想定しているような一般的な不法投棄とは全く性質の異なる事案であるわけです。したがって、私自身が被害者になった場合の仮定の質問については、この場において、あえて申し上げるべきことではありません。

次に、ご質問の3点目、むつ市が脇野沢地区の不法投棄に関係した業者に脇野沢地区の不法投棄廃棄物処理事業を委託しているのは事実かについてお答えいたします。新谷泰造議員には、昨年6

月開会のむつ市議会第200回定例会の一般質問においてもお答えいたしておりますが、旧脇野沢村不法投棄事案にかかわりのありました企業は数社あったと認識しております。これら企業は、旧脇野沢村の発注した業務委託契約等に基づき、赤坂地区の不法投棄現場を廃棄場所と指定され、業務の遂行を旧脇野沢村の指示に従って行ったものであります。新谷泰造議員のご質問にお答えすることは、企業を特定し、企業名を公表することと同様となり、その企業が何らかの不利益をこうむることが予想されますことから、お答えを控えさせていただきたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、私道の整備について、ご質問にお答えいたします。私道整備補助金交付制度と利用者救済についてであります。私道整備補助金交付制度は、町内会及び地域住民で組織する団体が行う私道整備に要する経費について補助金を交付する制度であります。したがって、個人の所得状況等により補助率を変動することは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず、ウェルネスパークの指定管理についてのご質問の1点目、本事業と自主事業の区別についてのお尋ねであります。むつ市ウェルネスパーク条例の第17条には、指定管理者の行う業務が規定されております。その一つは、体育スポーツ並びに健康及び体力の増進のための施設の提供に関することであります。2つ目は、体育スポーツ及びレクリエーションの指導研修に関すること、3つ目は、ウェルネスパークの施設設備及び備品等の維持管理に関すること、4つ目は、ウェルネスパークの広報及び利用促進に関することとあります。

この条例を受けまして、指定管理者公募要項では、指定管理者の行う業務として、具体的に次の4つを挙げております。施設の使用許可に関する事、施設の利用料徴収に関する事、施設の維持及び修繕に関する事、施設の特性を活用した利用促進に関する事として4つ定めているところであります。このことから、指定管理者が行う主たる本業務は、市民に施設を提供し、その維持管理を行うものであるということでご理解いただけるものと思っております。

指定管理者が行う自主事業とは、施設の貸し出し以外の業務であり、指定管理者自らの創意と工夫により企画立案して行う、例えばエアロビクスなどのフィットネスプログラム、集団で行うグループエクササイズ、水中ウォーキングなどのプールプログラムなど、1週間当たり約60種類のプログラムを用意し、実施しているものであります。

次に、自主事業に対する投資についてのお尋ねであります。先ほど壇上で新谷泰造議員の述べられました約3,880万円は、平成19年度の自主事業収入でありまして、そのうち投資した額は人件費で1,458万3,000円、広報費を含む事務消耗品費及び保険料で29万7,000円、物品の購入費、指導資格を取得するための旅費研修費及び指導プログラムの著作権料等で844万8,000円、消費税が185万1,000円であり、自主事業に対する投資総額は2,517万9,000円となります。

次に、陸上競技場等むつ地区体育施設の指定管理についてのご質問にお答えいたします。平成18年度と平成19年度の数字を見れば、平成20年度も雪が少なくなる、つまり少雪であるということが予想できたのではないかとのお尋ねであります。今冬のように、少雪暖冬という長期予報に反して一転して大雪になったように、昨年の平成20年度においても確実に少雪になるとの予測はできなかったものであります。

指定管理料の積算に当たっては、平成11年度から7年間の客観的な実績をもとに、その平均値を用いたものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、指定管理料の増額分の取り扱い及び今後の指定管理料のあり方については、さきのむつ市議会第202回定例会において、齊藤孝昭議員にお答えしておりますとおり、平成20年度分の指定管理料を調整させていただいた額については、指定管理期間中に利益を生じた場合に、先に調整した分の範囲内で相殺させていただきたいと考えております。それを超えた分につきましては、指定管理者の収入になるものであります。

今後少雪により経営に大きな影響を受ける場合の指定管理料の調整等については、指定管理者と協議することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 平成4年の12月14日の脇野沢村議会の定例会の抜粋記録の提出はあったとのことですので、まずその内容を説明していただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 全文略してお読みいたしますけれども、これは総務文教常任委員長から議会に対する報告というものでございまして、去る10月30日午後1時30分、庁舎議員控室において、委員5名と関係者の出席を得て本委員会を開催し、口広のごみ野焼き状況と最終処分について視察いたしました。まず、最終処分場の埋め立て状況及び口広のごみ野焼き状況を視察後、ごみ焼却場に伴う青森県環境保健部からの指導状況の報告を求め、県からは野焼きは違法であり早急な対応が望まれるなどの指導がありました。現在のごみ焼却場は全く使用不能の状態であり、数百万で修理したとしても稼働するのかどうか疑問であ

ると。全面改築する予定ではありますが、供用開始は平成7年の春ということであり、このまま最終処分場へ埋め立てすれば最終処分場の計画が狂うので問題あり、何らかの方法を講じて今までどおり野焼きすることもやむを得ないという結論に達しましたというふうになっています。

この内容について若干ご説明いたしますけれども、この内容の口広という部分は、今まで行政報告で申し上げておりました不法投棄現場とは違う場所でございます。不法投棄現場は、赤坂という部分でございます。この口広は、旧脇野沢村が持っていました旧最終処分場で、平成2年3月に廃止しております。その部分において、このごみの処分に困り、要は焼却場が、まだ建設中でしたので、廃止した旧口広の最終処分場において野焼きをしていたことについて県の環境保健部から指導があったと。ただし、県の環境保健部に問い合わせしましたが、その指導した文書は残っていないということでございます。ただし、この総務文教常任委員会でそのような記録が残ってございますので、多分その当時はあったのかなというふうに推察はされます。

また、そういう意味からして、ここの場所については赤坂ではなく口広の最終処分場と。また、最終処分場へ埋め立てすれば最初の計画が狂うというのですけれども、この辺については辰内の最終処分場のことを指しているのかなという推察をさせていただきます。

以上でございます。

- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） 部長も口広と全然違うと言ったのですけれども、では今の不法投棄と全然関係ないと認識しているのですか。
- 議長（村中徹也） 民生部長。
- 民生部長（齋藤秀人） はい、場所的には全然違う場所でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 私が当時の関係者から聞いたところによると、関連するという形の回答を得ているのですけれども、市の見解は全然不法投棄と関係ないと。では、この件については、また再度調査のうえいたします。

次に、陸上競技場の指定管理について、基本協定の根拠条文はどちらのほうでこの補てんは認めたのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

基本協定書の27条で認めております。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） そうすると、27条をどのように解釈して変更を認めたのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えをいたします。

まず、27条には、指定管理料は原則として変更しないというふうな条項がございます。ただし、物価水準の変動等により、当初合意された指定管理料が著しく不相当となった場合には、甲及び乙は相手方に通知することをもって変更を申し出ることができる、この条文を適用してございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 先ほど私が壇上で述べたとおり、要するに理事者は暖冬で雪がないことを契約時予想できなかったから、暖冬で雪が少ないことは物価水準の変動と同様指定管理を変更できるものとしたとして補正予算を組んだわけですね。しかしながら、平成20年度の指定管理時には、直前の2年前の平成18年度に暖冬で全く雪がなく、スキー場の収入がなく554万円であったわけですから、平成20年度の暖冬で減収は予測できたわけですから、暖冬で雪がなかったということは物価水準の変動と同様に考えることはできないのではないですか。したがって、予測できた暖冬で

雪が少ないことは、予測できない物価変動と異なりますから、いわゆる基本協定の管理契約第27条で指定管理料を変更することはできないはずであると解しますけれども、この点についての反論をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

先ほど教育長が壇上でもお答えいたしましたとおり、平成18年度、確かに暖冬少雪で全く収入が上がらなかったというふうな年度でございますけれども、その年度はその10年間の中で1回だけです、そういうふうに極端に少なくなったというのは1回だけです。したがって、教育委員会がいわゆる指定管理料を積算する段階では、その部分は外して積算しているというふうなことです。その指定管理料の収入を積算するに当たっては、7年間の平均値を用いたというふうなことでございます。したがって、その段階で少雪であることがわかるのではないかとこのふうなことでございますけれども、先ほど教育長が申し上げましたとおり、ことしが大雪だということはだれも想像ができなかったわけです。それと同じような状況で、当時平成20年度が雪が少ないというふうなことは予期できなかったものと考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 私は、別に補てんするのが悪いとかいいとか言っているわけではないのです。問題は、要するに契約のときに予想できた、では逆に聞きますけれども、では1万円から幾らまで予想できない場合の赤字を補てんするのですか、今の理論でいけば、1,000万円、それとも1万円なのですか。500万円なのですか。その基準が全然ないというか、恣意的に解釈される可能性があるのではないですか。そういう契約をされたら我々は、議会としての監視機能を果たせないから、

今聞いているのです。そこを明確に答えてください。では、幾らだったら、幾らまで補てんして、幾らまで補てんしないのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

あくまでも雪が少なかったというふうなことで補てんをしております。金額が幾らだかという、そういうものではないというふうに理解しております。したがって、平成18年度は確かに雪が少なかったと、そして平成20年度、これはずっと雪の統計を見ていただければわかると思いますけれども、平成20年度はそれに匹敵するような雪の少なさであったというふうなことは前回の定例会の答弁でも申し上げているところでございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） では多かった場合はどうするのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 質問の趣旨は、雪が多かったときはどうするのかというふうなことと理解いたしますので、そのようにお答えいたしますけれども、我々が指定管理を想定しているのは通常の場合を想定して指定管理を行っております。したがって、通常であれば雪が少ないというふうなことを除きますと、すべて指定管理者の責任になるというふうに理解しております。したがって、雪が関係しないで通常の営業成績が落ちたと、人数が少なかったという場合には、当然その赤字は指定管理者が負担すべきものであって、市が負担すべきものであるとは考えておりません。逆に通常の場合で、いわゆる利用人員がふえて使用料が上がったというふうなことになりますと、それは指定管理者が営業努力によって増収を図ったというふうなことで、それは指定管理者が当然ながら、自らの経営努力によって収入を得たものですから、それはそのまま指定管理者の収入

になって差し支えないというふうに理解しております。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） では、雪が降ったか、営業努力か、どう判断するのですか。では、平成11年度の3,300万円程度の場合だと、今の平均値が、多分平均値が二千幾らぐらいですよ。そうすると、1,000万円近くが雪なのか、自主的努力なのかというのは、その1,000万円はどういうふうに判断するのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） この今のスキー場の関係につきましては、指定管理者の中でも特異な例と考えております。通常では、こういう特異な例はないものというふうに考えておりますけれども、あくまでも天候に左右されると、雪が多いと当然営業日数がふえますから収入は上がります。雪が少ないと全く収入が上がらないという状況の中で、それをいかに、多分といいますか、雪がなかったのではなくて、雪が降ったときにどれぐらいの収入があるかというふうなのが一つの目安になるかと思うのです。それは、あくまでも我々が計算したものは、今までの7年間の平均を用いたと。それが基準の数値になるかと思えます。

通常のとおりには雪があったと。雪があったのもまたさまざまな要素があるわけですね。雪が降っていたのですけれども、途中で雨が降ったというふうなことになりますと、さまざまなゲレンデの状況によりまして、いわゆる利用者が少なくなったりすることもあります。といいますのは、それはあくまでも天候に左右されるという問題ですから、その天候によっていわゆる利益が上がらなかった部分については、その部分をいわゆる指定管理者の負担にするには余りにも指定管理者の負担が大き過ぎるというふうなことで前回皆様にご議決をいただきまして、補正予算を通させていただ

いたというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） では、今ちらっと理事者が言いましたけれども、ではもともと、指定管理にならないスキー場というものを指定管理したということですか。大鰐なんかは、もうこれで早期健全化団体になったりしていますけれども、そういう認識なのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） この件につきましては、さきの定例会でも斉藤議員のご発言にお答えしているとおりで。したがって、我々も初めてのスキー場の管理というふうなことで指定管理をさせていただきました。しかし、さまざまなそういう問題が生じておりますので、今回の指定管理は3年というスパンで指定管理をさせていただきましたので、その契約期間中は無理だとしても、次回の指定管理の場合は、いろいろ対策を講じたというふうなことは前回申し上げております。

その1つとしては、指定管理者が受ける収入が、全体のいわゆる73%程度がスキー場からの収入となっているというふうなことで、非常にゲレンデの状況によっては収入に大きな影響を受けるというふうなことで、そういう指定管理は余り好ましくないのではないかとというふうな答弁をしております。したがって、一つの方法として、収入を今指定管理者の収入としてございますけれども、それを市の収入とする方法も一つの方策ではあるというふうに考えています。といいますのは、市の収入にするというふうなことは、収入が下がったとしても指定管理者側には影響が出ないという方法です。それが一つの方法であろうというふうに考えていますけれども、次回の指定管理の変更の際には、それらも含めて全般的に指定管理のあり方を検討させていただきたいというふう

に考えております。

- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） では、指定管理契約に間違いがあったということを認めるのですか。
- 議長（村中徹也） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） 指定管理そのものについては、間違いはございません。正規な手続で正規な方法で、ですから今の指定管理の基本協定、年度協定についても間違いはございません。ただ、そういう方法でよろしいのかという疑問が出てまいりましたので、今回は検討させていただきたいということを申し上げているのです。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） では、次回までに、平成11年みたいに3,300万円の、大雪が降った場合にはどういった対応をするのですか。
- 議長（村中徹也） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） 平成20年度の部分として、521万4,000円ですか、これを補てんするという予算を議決させていただきましたので、その部分については補てんします。例えばことしが黒字になったというふうなこと、そして来年またどうなるかわかりませんが、そういう状態になったというふうなことになれば、指定管理の期間が3年というスパンになっております。したがって、本来であれば単年度でそういうふうな精算をするということは考えられないわけで、3年を通してのそういうものを考えるべきなのですが、余りにも経営に影響があるというふうなことで、年度の調整をさせていただいたわけです。したがって、その部分については、その3年の間に、収益が出た部分については、その収益から相殺をさせていただいて、補てんしていただくというふうなことになります。それを越えた部分については、指定管理者の収入として差し支えないものと考えております。

以上です。

- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） では、指定管理者の収入から五百幾らを差引くという法的根拠は何条にあるのですか。
- 議長（村中徹也） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） 法的根拠というふうなことですけれども、これはあくまでも契約でございます。今の521万4,000円を支出するためにも、これは改めてその部分については契約が必要であろうというふうに考えております。その契約の中で、以降2年の間に収入、2年というのは指定管理の期間において、それを上回るような、上回るというよりも、黒字が出た場合は、その補てんした部分の調整額の範囲内で指定管理料を返還していただくというふうな条項を設ける予定であります。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） では、今の521万円についても、では別に契約したのですか。
- 議長（村中徹也） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） 今契約をして支払いを調整している段階でございます。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） では、具体的な内容はどのような契約だったのですか。
- 議長（村中徹也） 教育部長。
- 教育部長（佐藤節雄） ですから、指定管理料の調整額として521万4,000円を支給しますよと。その部分については、今後黒字が出た場合には、その部分は返していただきますよというふうなことになろうかと思っております。
- 議長（村中徹也） 2番。
- 2番（新谷泰造） いや、だってさっき自主努力に基づく黒字は指定管理者のものになると言っているわけでしょう。そうすれば、それやる場合に自主事業か大雪かというのを区別しなければだめ

なのでしょう。1,000万円上がったからだって、自主事業に対しては返せと言えないではないですか。その契約では無理ではないですか、返すって。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） スキー場の管理は自主事業とは考えておりません。指定管理の本来業務であると考えております。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） では、なおさらそうではないですか。では、指定管理料を返還させる根拠はどこにあるのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） ですから、申し上げているとおり、521万4,000円を支払うという根拠はないわけです。契約によって支払うことになるわけです。その契約の支払う条件としては、収益が上がった場合は返してもらうよというふうな条項を付すというふうなことです。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） おかしいではないですか。さっき27条が根拠だと言っていて、今、今度は根拠ないということはどういうことですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 支払うための根拠、支払うためのという、基本協定の中にはきちんとそういうのは協議をしますよとあります。協議をしました。では、どうするのですか、幾ら払うのですかという契約がないというふうなことです。ですから、契約でもって金額を定めて、その金額をお支払いしたものについてはどういう条件で返してもらうかというふうな条件を付すというふうなことです。あくまでも27条は、協議をさせていただくというふうな、協議をするという条項ですから、それに根拠を持たせたのが契約になるかと思いません。

以上です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 時間がありませんけれども、アドバイスしておきます。

最後のほうの条項で、本協定に定めなき事項については当事者、誠意を持って対応するという規定があったと記憶しておりますので、その内容で具体的に将来補正を出さないような契約で見直したほうがいいと思いますので。

では、以上で質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月16日は工藤孝夫議員、野呂泰喜議員、佐々木隆徳議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時10分 散会